

第百四十七回国会
衆議院
商工委員会
議 録 第十一号

平成十二年四月十八日(火曜日)
午前九時四十分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君
理事 伊藤 達也君
理事 河本 三郎君
理事 大島 章宏君
理事 久保 哲司君
理事 小野 晋也君
理事 奥田 幹生君
理事 小島 敏男君
理事 坂本 剛二君
理事 新藤 義孝君
理事 竹本 直一君
理事 中山 太郎君
理事 細田 博之君
理事 茂木 敏充君
理事 森田 一君
理事 島津 尚純君
理事 榊床 伸二君
理事 藤村 修君
理事 赤羽 一嘉君
理事 金子 満広君
理事 小池百合子君
理事 北沢 清功君

通商産業大臣 深谷 隆司君
内閣官房長官 青木 幹雄君
国務大臣 (経済企画庁長官) 堺屋 太一君
通商産業政務次官 小池百合子君
通商産業政務次官 細田 博之君
通商産業政務次官 茂木 敏充君

政府参考人 (司法制度改革審議会議事務局長) 樋渡 利秋君
政府参考人 (法務大臣官房司法法制調査部長) 房村 精一君
政府参考人 (国税庁次長) 大武健一郎君
政府参考人 (特許庁長官) 近藤 隆彦君
政府参考人 (中小企業庁長官) 岩田 満泰君
商工委員会専門員 酒井 喜隆君

委員の異動

四月十八日

補欠選任

稲谷 茂君 森 英介君
古屋 圭司君 坂本 剛二君
渋谷 修君 田中 甲君
榊床 伸二君 藤村 修君
同日 補欠選任
榊床 伸二君 古屋 圭司君
森 英介君 坂本 剛二君
田中 甲君 渋谷 修君
藤村 修君 榊床 伸二君

四月十七日

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号) 同月十八日

愛知万博計画の抜本的見直しに関する請願(瀬古由起子君紹介)(第一五五号)
同中島武敏君紹介(第一五六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
弁理士法案(内閣提出第八七号)(参議院送付)
私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、弁理士法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、吉田治君の質疑の際に司法制度改革審議会議事局長樋渡利秋君、中山義活君の質疑の際に法務省司法法制調査部長房村精一君、吉井英勝君の質疑の際に特許庁長官近藤隆彦君及び中小企業庁長官岩田満泰君、赤羽一嘉君の質疑の際に特許庁長官近藤隆彦君、法務省司法法制調査部長房村精一君及び国税庁次長大武健一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野晋也君。

○小野委員 おはようございます。本日は、大正十年に制定されました弁理士法案を全面的に改正する法案についての審議でございます。

現代社会は、皆さん方も御存じのとおり、知的財産権というものの重要度が年々高まっています。時代であります。私も以前に当委員会に質問の中で申し上げたことがございましたけれども、これ

までの時代の中にあつては、例えば石炭というものが重視される時代であれば、石炭を中心にしていろいろな産業が展開されました。それを石炭コンビナートという言い方をしてみました。石油というものが国の財の中心をなしているときには、石油コンビナートというような形のものが形成されてきました。同じような話し方をすれば、これからは知的財産権が国の富を生み出す時代であるという観点からまいりますならば、これからは知的財産コンビナートとも称すべきものがこの日本の国の中に生まれてくる時代ではないでしょうか。

その中核を担う大きな仕事がこの弁理士という職業であるということでございます。まさに工業所有権を取り扱う専門職としてこの重要性が高まる中で、業務の見直し、また人員体制整備の一環としての試験制度の改革、また総合的、継続的なサービスを提供できる体制を実現するための法人化の問題等々、かなり抜本的な面での改革が織り込まれた法案になっていることを、大きな前進を見るものと高く評価を申し上げたいと思う次第でございます。

しかしながら、同時に私たちが考えなくてはならないのは、先ほど申しましたように、非常に大きなウェイトを占めるものとしてこの知的財産権が日本の国の政策の中に置かれるものであるというところを考えた上でまいりました場合に、もつと抜本的な面からの検討も求められてくるということなのでございます。

これはどういふことかと申しますと、例えば弁理士が取り扱いますところの工業所有権という問題でございますけれども、印象として申し上げますならば、物をつくるというところが主人公であつて、その物づくりを行う上で、他の企業から類似品をつくられるということとでその利益が損じられ

てはならないという観点で、みずからの製造物を
守るためにこの工業所有権というものが活用され
るというような傾向が強いのも否定できないとい
うでございます。

また、同じ知的財産権の大きな柱として、著作
権という問題もございすけれども、これも工業
所有権とは今のところ別の体系のものとして取り
扱われているということも否めないという点がご
ざいまして、私は、この知的財産権というものを
大きく見てまいりましたときに、まだまだ問題点
が残っているという認識を持つてゐるものでござ
います。

それは、大きく分けると三つの問題がございま
して、一つは、先ほども申しましたとおり、法体
系として見ました場合に、必ずしも、その知的財
産権と言われる知的な創造物を保護しよう、また
それを権利として財産権として認めていこうとい
うようなものが、一つの法体系の中にきちんと整
理されたものになり切っていないという印象があ
るという点が第一点目でありす。

それから第二点目には、教育の場において、こ
れからこの分野が非常に重要なものでありますか
ら、これを重視した形で取り上げていかねばなら
ないという指摘がよくなされるわけであります
が、必ずしも教育現場において、では知的財産権
教育が的確になされているかという、やはり附
属的な扱いを受けているというような点も否め
ない点だろつと思つております。

それから第三点目には、きよ法の法案のテーマ
でもあります弁理士の問題でございすますが、弁
理士の地位というものは、他の職業と比べてまい
まして必ずしもきちんと確立できたものになり切
っていない、つまり代行業としての位置づけとい
う性格がまだまだ強いというところも否定できな
い点として挙げられるのではないだろうか、こん
なふうな気持ちがあるわけでもございまして、私
は、これから日本の国の中においてこの弁理士業
というものが極めて大事なものになつてくる、ま
た、知的財産権を守る、またはよくむというこ

が非常に大事になつてくるというような点を考え
てまいりました場合に、国家戦略の中の一つの大
きな柱として取り上げていくべき問題ではないか
というような印象を持つてゐるわけであります。

考えてみれば、アメリカという国は、今この知
的財産権を非常に高く評価し、また取り上げてい
きながら経済的な戦略を展開しているようござ
います、十数年前からこの取り組みに入つて
いたような印象を受けるわけでもございまして、私
は、この日本の国においても、資源の乏しい国と
言われるだけに、知的財産というものを重視して
いく取り組みが強く求められるということを考え
てまいりました場合に、知的財産権を単なる附属
物として認識するのではなくて、むしろ中心に位
置するものであるとの認識に立つて、その思想な
いしは社会システムというものを整備していく必
要性を痛感しているわけでもございす。

そんなふうな考えてまいりますと、法制度を少
しずつ現状に合わせて改良しようとか、中央官庁
の体制を少しずつ改善していこう、こういうふう
な追随主義にとどまるのではなくて、むしろ、こ
の知的財産権を中心に社会のあり方を考えるとい
ういうビジョンが描けるといふものを、堂々とこ
れを描いて、そのビジョンのもとに改革すべきを
時宜を得ながら改革していく、こういう発想もこ
れから求められてくる点ではないかと思つてわけ
でもございす。

そのためには、総合的にまた根本的に、この知
的財産権をめぐる国家戦略を研究し立案していく
ところのシンクタンク機能というものが日本の国
の中で必要ではないか、こういう認識を持つ次第
でございすけれども、大臣の御所見、いかがで
ございすしょう。

○深谷国務大臣 小野委員御指摘のように、知恵
の時代を今迎えるわけでありまして、二十一世紀
においての経済社会に占める知的財産の位置づけ
というのは非常に重要になつてくるというふう
に思ひます。

通産省としては、こういう観点に立つて、さま

ざまな制度を改革しながら今日までやつてまいり
ました。そして、その結果として、特許権を早く、
そして広く、強く権利を保障していこう、という
う体制をつくり上げてまいりました。これからも
知的財産を日本の経済社会の大きな発展のために
活用していくための環境の整備というのは大変必
要で、お話の中にもありました、例えば教育の分野
でもきちつと教えていくことなども大事な環境づ
くりだろつと考えます。

また、これらの企画立案についてシンクタンク
を活用せよということはそのとおりでございまし
て、例えば財団法人知的財産研究所、社団法人国
際工業所有権保護協会などの外部の団体のノウハ
ウといひましようか、知恵もおかりするようにし
ておりますし、海外の状況などを十分に踏まえな
がら、これから日本がどう取り組んでいくかとい
うことについても十分な調査研究を進めていき
たいというふうな思ひます。今度の弁理士法改正に
当たりましては、知的財産研究所の報告書も参考
資料の一つとして使わせていただいているという
のもそういう意味でございす。

また、平成十年度からは、大学等に対しまして
も調査研究をお願いいたしまして、知的財産の調
査研究を今行つてゐる大学は四大学に及んでおり
ます。

このように、知的財産政策に関する調査研究に
つきましては十分な体制が図られていくことが必
要でありまして、通産省といひましては、今度
の法改正を踏まえながら、さらに一層充実した環
境をつくるために努力をしたいと思ひます。

○小野委員 ぜび大臣、今御答弁のとおり、いろ
いろな機関もあるわけでもございすますが、それら
を総合的に連結いたしたい、国家ビジョンの中にお
ける知的財産権のあり方というふうな立場からの
御検討をお進めいただきますことを要望しておき
たいと思ひます。

続きまして、弁理士事務所につきまして、今回、
特許業務の法人制度の創設というふうな形の改革
がなされることになつております。

これを考えました場合に、私は、やはりこれか
らの日本の産業においてのベンチャー企業の重要
性という問題を指摘せざるを得ないと思つたのであ
ります、ベンチャー企業の場合は、知的財産権
でいいものを持つたとしても、そのほかの要素で
はぐくむものが必ずしも十分に整えられていない
がゆゑに、なかなかうまく企業が育ちにくいとい
うような点が指摘されるわけでもあります。例えば
財務の問題、例えば法務の問題、または例えば営
業や総務の問題等々問題があるわけでもございま
して、これらを総合的に取り扱ひながら企業をは
ぐくむというふうな体制を整えることがこれからの
日本の国においてぜひとも必要な点ではないか、
こんな認識を持つてゐるわけでもございす。

このたび弁理士事務所については法人化とい
う方針が打ち出されたのでございすますが、他のさ
まざまな業務と一体になつてその企業を育成する総
合的、戦略的なコンサルティング事務所が設けら
れるようにするということを提案申し上げたいと
思つたのでございす、この点の御所見を問いた
いと思ひます。

（委員長退席、河本委員長代理着席）

○細田政務次官 小野委員のおっしゃいます総合
的法律経済関係事務所、いわゆるそういつた事務
所につきましては、規制緩和推進三カ年計画が平
成十年三月に閣議決定されました、これに基づ
いて関係省庁で検討いたしました結果、現行法制の
もとにおきましても基本的に可能であるとの結論
が平成十一年五月に得られております。すなわ
ち、各種資格者が一定の協力関係のもとで同一の
事務所を共用し、顧客のニーズに応じてそれぞれ
の資格の名においてその専門資格にかかわるサ
ービスを提供することは可能であります。

しかしながら、特許事務、法務、税務等、企業
育成に必要な各種サービスを総合的にできる
ように各種の資格者が一つの法人格のもとに多数
参集した総合事務所の開設にも道を開くべきでは
ないかという御意見があることはよく承知してお
りますし、また、もつともな面がある、小野委員

の御指摘のとおりであると思いますが、それぞれの士業の経緯、歴史もございまして、これらの総合事務所法人の開設の是非を検討するためには、まず弁理士のほかに弁理士とか税理士等他の資格制度それぞれが法人制度を導入することが先決でございまして、公認会計士は既に法人化できているわけですが、このたび弁理士をやりますと、次をまた考えていかなければならぬだろうと思ひますけれども、そのことが先決であります。

また、総合事務所法人の開設に当たりましては、各種資格者相互間において、雇用が認められるかどうか資格法制上の問題点について十分な検討がなされる必要があります。つまり、今までの考えであります、弁理士さんが全体の代表になってその下に弁理士さんがついたり税理士さんがついたり、あるいはその逆であるというようなことについては、それぞれの資格の独立性という観点からまだ道が開かれていないということが現実でございまして。

通産省といましては、今回の弁理士法改正を契機にしまして、弁理士等他の資格制度につきましても法人制度が導入され、企業育成を図る総合事務所法人の開設へ向けた検討の前提が整うことを期待しております。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕

○小野委員 以上で質問を終わります。

○中山委員 吉田治君。

○吉田治委員 民主党の吉田治でございます。まず最初に、大臣にお聞きしたいんですけれども、弁理士というのは英語に直して何と言うんですか。

○茂木政務次官 アメリカの場合、弁理士が二つに分かれておりまして、一つがパテントアトリー、もう一つがパテントエージェンツでございます。パテントアトリーの方は、単なる特許庁への代理手続業務だけではなくて弁理士的な業務を行う、これに對しましてパテントエージェンツは、こちらの方が数は少ないんですが、特許庁への代理手続しかできない、こういうふうな二つに分かれております。

○吉田(治)委員 日本の弁理士はどう訳して海外へ出ているわけですか。

○細田政務次官 パテントアトリーだそうでございます。

○吉田(治)委員 アメリカはそれを認めていないんじゃないですか、日本の弁理士というのはパテントエージェンツだと言ひ張っているんじゃないですか。それはどうなんですか。

○茂木政務次官 今回の法改正によりまして、日本の場合でも、弁理士の業務に知的財産にかかわる相談業務や契約代理業務等、多様な、主要な法的なサービスが追加される、こういう形でございまして。

なお、こちらの、いわゆる国際的に専門のサービスをする士業について、今後WTO等で各国間の相互認証等々の議論は行われていくもの、こんなふうな認識をいたしております。

○吉田(治)委員 私がお聞きしたのは、日本が海外へ文書を出すとき、後ほどの質問にあります、例えばWTOの次期サービス交渉等において、日本の弁理士というものがパテントアトリーとして出したときに本場に認められているのかどうか。これはアメリカを中心に、いや、日本のは絶対アトリーじゃない、エージェンツだと随分言われているという、この辺はどういうふうな調整されているんですか。

そして、では、アメリカのパテントアトリー、パテントエージェンツを日本語に直したときに、どういふふうな訳して日本の公文書としては出しているんですか。

○深谷國務大臣 現状ではまだその具体的な話はいっていません、恐らくこれからあなただがおっしゃるような問題はかなり議論されることと思ひます。

○吉田(治)委員 現状をこまごまいっていいないと大臣は言われました。私は、民主党で以前にこの法案について特許庁から御説明いただいたときに、特許庁の担当者に対して、この言語について

はしつかりと、言葉としては日本語、英語、たかが言葉かもしれないけれども、それが交渉という形になつてきたら全然違うんだよ、しつかりとまとめなさいと言つたら、担当者はまとめてきまうと言つた。大臣はそれは今調整中だ。

これから、いや、現在もサービス交渉等々のいろいろな話をしている中で、大臣のお言葉を伺えと、まだ省内部的に言つたらそんなものをまとめせずに国際交渉のWTOのところへ、今WTOの事前の交渉が始まっている中に入つていつていふことになる、これは通産省としての認識不足、怠慢と私は言えるんじゃないかと思ひますけれども、その辺はいかがなんですか。

○深谷國務大臣 まだWTOの関係でいうと会計士の問題等の議論がありますが、弁理士についての具体的な呼び名その他もろもろの話が進んでいないという意味です。

○吉田(治)委員 だから、私が申し上げているのは、通産省としてどういう言葉で訳して、どういふことで出しているんですかということをお聞きしているんです。それが海外への国としての基本構えじゃないですか。それはいかがなんですか。

○茂木政務次官 先ほどお答弁させていただきましたように、日本の場合にはパテントアトリー、こういう言葉で訳しては出させていたいただいておきます。そしてまた、その中にこれからは法的なサービス業務も加わってくるという形でありまして。

ただ、今大臣も申し上げましたように、弁理士を含めまして自由職業サービス貿易の自由化につきましては世界各国でまだ共通の認識ができていない、これは確かな事実でございまして、WTOのサービス貿易理事会のもとに設置された作業部会、いわゆる国内規制作業部会において議論されているもの、このように認識しております。

繰り返しになりますが、アメリカにおきましては弁理士が二つに分かれていて、パテントアトリーとパテントエージェンツに。日本は一つであ

る。そういった国際調整がこの分野では特に必要だ、こんなふうな考えております。

○深谷國務大臣 先ほど私が申しましたように、サービス交渉では会計士の問題をまずやっていると状況にあります。今後弁理士、弁理士の話になつていくというのが今日の状況です。

ただ、日本の立場としましては、パテントエージェンツよりも業務上上に位置する、一部訴訟代理権もありますので、パテントアトリーで話を進めていこうとしているところでございまして。

○吉田(治)委員 では、先ほどから私がもう一つ聞いているのは、アメリカのパテントアトリー、パテントエージェンツは、日本語に直したときにはどういふふうな役所として使っているのか、どういふ言葉で使っているのか。それはどうなんですか。

○深谷國務大臣 そのまま横文字で使つております。

○吉田(治)委員 それはおかしいですよ。この間私どもの党に持ってきた資料は、日本語に訳して持ってきたいました。特許庁は大臣に對してそういうことをするわけですか。私が先ほどから言っているように、我が党に説明に来た文書に對しては日本語を書いておいて、今大臣が言っていることは、そんなのは横文字で書いていますといけしやあしやあと言ふのが特許庁のやり方なんですか。

○茂木政務次官 正確な訳はございせん、冒頭申し上げましたように、パテントアトリーそれからパテントエージェンツ、これをあえて日本語に訳しますと、米国の特許弁理士それから特許弁理士、こういう訳になるかと思ひます。

○吉田(治)委員 二つ目、今政務次官は特許弁理士と言われましたね。特許弁理士ということとは日本語の弁理士。これは、日米交渉とかよくあるように、文書、言葉じりをとらえたら、やはり日本の弁理士というのはエージェンツじゃないか。国の文書としてパテントエージェンツは特許弁理士、日本語も弁理士、一緒じゃないかという

論理が出てきます。だから、私は先ほどから訳もちゃんと大事ですと申し上げているのはこういうことです。

政務次官、これはこれから変えられるのか、このままいくのか、いかがなんでしょうか。

○茂木政務次官 今申し上げましたのは、日本語に訳した場合にどうなるかということでありまして、冒頭、特許弁理士、特許弁理士と言っ前に、米国の特許弁理士、米国の特許弁理士とつけ加えさせていたわけなんです。米国の場合のпатентアトリーになりまして、通常、技術系の大学を卒業した後、三年間のロースクールを卒業している、こういうことで、法律の業務にも精通をしている、このような形から、二つを分けるために米国の特許弁理士それから米国の特許弁理士、こういう形で呼ばせていただいております。

○吉田(治)委員 茂木政務次官のお言葉とは私はとても信じられない。日本の法人のアメリカのコンサルタント会社に勤められて、地元の足利では神童と言われた、その方がそういうふうな役所の答弁を丸ごと言うというのは、茂木政務次官が仕事をされていて、日本語から英語、英語から日本語に直したときにいろいろ言葉じりが変わって、それによってアメリカ側からも随分いろいろと言われた経験を持つてはいるはずなんです。役所が言うのとおり、いや、米国のという名前がついているからそれでいいんですよ、これはどう考えてもおかしい。しかも茂木さん、あなたがそういうことを言うというのはとてもない話だ。ちゃんと言葉をしっかりとらえないから、過去、茂木さんもよく御存じのとおり、日米間の交渉というのはずっとその歴史じゃないですか。

つまらないことのように、笑われることもかもしれないけれども、アメリカ人にも日本語も漢字も読める人はたくさんいるんですから、アメリカのと書いてあっても、そんなものは消すんですよ。弁理士だ、見てみいエージェンツじゃないかと。政務次官、これはどうなんですか。

○茂木政務次官 申し上げますと、今、決して役所の方の答弁ではありませんで、急に出了質問です。その中で私なりに考えながら答弁をさせていただいております。

それから、私は海外と交渉する場合は直接英語でやりますので、英語を日本語に訳す、日本語を英語に訳す、こういう作業は出てまいりません。

○吉田(治)委員 そういうふうな人を小ばかにするようない方はやめてもらいたい。役所の人が横に座っているじゃないですか、それが言っているじゃないですか。それをそういうふうに言っているじゃないですか。それをそういうふうに言っているじゃないですか。それをそういうふうに言っているじゃないですか。

たかが言葉ですよ。しかしながら、これが言葉によって基本的な概念になっていくんじゃないですか。この後私が質問していく、弁理士というふうなもの、これが国際化の中においていかに重要かということ、役所の基本認識ですよ。あなたの基本認識は、私は英語がしゃべれるから、英語で物事ができるからそれでいい、私の言った言葉は政務次官ではなく個人として言った言葉だ。それが全部国会の記録に残っていく。すべて海外から見たら、調べていくと、何だ、日本の政務次官というのはこんな人なのか。

はつきりとの辺は、これから調整するならば調整する、言葉としてしつかり出すとするなら統一的なものを出す、それぐらいのお答えが出て当然じゃないですか。今のお答えだったら、全部思いつきじゃないですか。私は英語ができます、だから日本語に訳したらこうです、これは役所の言葉ですか、いや私の言葉です、私は英語ができますから私は英語でやります。それほど日本人をばかにした発言はないですよ。それについてはどうなんですか。

○茂木政務次官 私の個人的な資質について御質問かと思いましたが、そのような答弁をさせていただきます。失礼がありましたら、おわびを申し上げます。

ただ、吉田委員御指摘のように、これからこういった弁理士の分野を含めて、自由職業サービス

貿易に關しましては国際的な共通認識をつくっていくということが大変重要なことだ、そのような認識も持つておきますし、その中で、今後の新しく改正される法案の中での弁理士、この国際的な位置づけ、これは今後検討していく必要がある、このように考えております。

○吉田(治)委員 もうこれ以上この議論をしていても水かけ論みたいなものですから、統一見解を出していただくということをお願い申し上げます。

そして、海外から見た場合になぜ日本の弁理士さんが、特にアメリカからアトリーではなくてエージェンツだと言われる理由というのは、やはりいろいろあると思うんです。

例えば一点目は、弁理士さんの研修の状況。アトリーというのは法律家という意味になると思います。そうしますと、司法試験を通ると二年間、国がお金を出して司法修習所で、今は和光に移りましたけれども、研修をする。給料ももらえる。そして、その上で法律家として認められていく。だから、弁理士の相互認証というものが、ある意味では国際間の問題になってくる。しかしながら、弁理士の場合は、研修の中身、そして弁理士会にあるような自律的な懲戒権等々の中に、諸外国からどう見てもアトリーとは言えない、やはりエージェンツだと言わざるを得ない部分があるのではないかと。

その中において、今回の法の趣旨の中にもありますように、弁理士の研修というふうなものに非常に重きを置くというふうなことになるてきます。これについて、どういふふう具体的に政府としては対応をしていくのか。

○深谷国務大臣 知的財産の戦略的な活用というものが重要視されている中で、弁理士というのは、技術革新、国際化の進展あるいは知的財産制度の改正等の確にに対応していかなければなりません。そのためには、おっしゃるとおり、常に弁理士というのは、最新の知識とか、あるいは情報を得るための継続的な研修というものを

つていく必要があります。その場合、特に自己研さんが大事だというふうに考えます。

そのために、弁理士会とか知的財産協会とか、そういった民間機関における多様な研修というのがあります。また、通産省としては、こうした研修の内容の策定とか講師の選定とか、そういうことに對して必要な助言を行ってまいります。

民間機関の実施する研修と、特許庁工業所有権研究所等の公的機関が実施する研修との間で密接な連絡を取り合いながら、講師の相互派遣であるとか、そういうような形を通じて、弁理士の自己研さんを支援するような環境整備をつくっていきたいと考えます。

○吉田(治)委員 その場合に、弁理士の研修については、登録をして約二カ月間、弁理士会の方で研修。中身の問題もあるでしょうけれども、余りにも司法試験合格後の研修と格差がある、余りにも現場での研修というふうなものに重きを置き過ぎていてはないかと思ひます。

今、大臣のお言葉の中にありましたように、講師の派遣であるとか中身の策定であるとかいうことではなくて、今回の法改正を機に一步踏み込んで、例えば資金面での援助をするとか、また、限りなく司法修習に近いものというのはいかなる費用的には厳しいかもしれないけれども、先ほどから議論をさせていただきまして国際化というふうな中においては、単に弁理士業務のみならず、例えば法務実務の部分であるとか、例えば極端なことを言ったら英語の部分であるとか、そういうふうな研修を強化していく必要がある。

それについては、国も資金面において援助をしていく必要があるのではないかとと思ひますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○細田政務次官 おっしゃいますような、これらの研修の充実とか、より質の高い弁理士さんを養成していくことは社会の要請でもございますので、いろいろな意味で、御提言を含め、知恵を出していただく必要があると思ひております。

○吉田(治)委員 いや、提言して知恵を出すとい

う答弁だつたのであります。具体的にどう
いうふうにするのか。

ちよつとその前提として、今回、弁理士法が交
わりまして、弁理士さんを量的に拡大する、量的
に増加をするというふうに聞いておりますけれど
も、具体的に今後、弁理士試験において毎年大体
何人ぐらいが増加をされていくのか。そして、そ
れの研修というものは、どこが責任を持って、ど
れぐらいの期間で、そして場所はどこで、どうい
うふうな形で行っていくのか。

○茂木政務次官 弁理士試験の合格者数、最近の
データでいいますと、平成九年が百三十五名、平
成十年が百四十六名、そして平成十一年が二百十
一名、こういう形になっております。

そして、今回の改正によりまして、受験者層の
拡大を図るために、例えば弁理士試験の受験資格
を廃止して、未成年者であっても弁理士試験を受
験できるようにする、もしくは予備試験を廃止し
て、大学の教養課程を修了していない者も本試験
を直接受験できるようにする。さらに、他資格等
において同等の知識、能力を担保されている者に
対しまして、論文式試験の選択科目を免除する、
例えば技術士等を想定しているわけでありませ
うが、こういった形によりまして弁理士の量的な拡
大が大幅に図られていく、このように考えており
ます。

しかし、これは一定の資質を持っている者が合
格をするという形でありまして、確実に数はふえ
てきておりますが、これから三年後、五年後にど
れだけの数になるか、このところは、今の段階
では予想できません。

○吉田(治)委員 日本の弁理士さんは四千三百
人、先ほどの議論を振り返すわけにいきませんけ
れども、アメリカのアトニーとエージェントを
合わせて大体二万人。先ほどの与党議員の質問に
もありましたように、まさにアメリカの国家戦略
の中心に知的財産というものが入っている。後ほ
ど質問を、大臣の御決意もいただきたいと思いま
すけれども、日本もこれから知的財産というもの

を中核に置いていくという中において、政務次
官、今の答弁で、三年先、五年先にあえくと思ひ
ます。私は、それだけでいいのかなと。

例えば司法制度の改革においては、司法試験の
合格者を五百から最終的には一千人にするという
ふう具体的に数字を述べた。通産からもらった
このペーパーでも、弁理士人口の量的拡大を図る
というふうにししか書いていない。そういうふう
な、いいかげんなものと言つては語弊があるかも
しれない。将来予測もしない、そして将来の需要
に対してどれだけ弁理士さんというものが必要な
のか。

先ほどから研修のお話を申し上げております。

研修というの、人がふえるとなかなか大変だ。
司法試験において合格者をふやすことによつて、
例えば司法研修所、また修習所、それから各地の
弁護士会の負担というのは相当多い。きょうは司
法制度改革審議会の事務局局長さんもおいでですけ
れども、まさにその研修という、中身を濃いも
のにするという部分でどうするのかということ
は、これから先何人ふえるかということがわから
ない限りはでき得ないということ、これはいかが
なんでしょうか。

○茂木政務次官 弁理士の場合、司法研修所のキ
ャパ等の問題があつて、そのキャパをどれだけふ
やせるかということである程度の数字が出てくる
わけでありまして、考え方によりましては、この
弁理士、ふえてくる分には全く問題がない。

それから、委員御指摘のように、特に、例えば
これから中心になってまいりますバイオテクノロ
ジー等々の分野、特許競争が起こってくる、こう
いうことは確実にございまして、そういう中
で、御指摘のアメリカと日本を比べた場合に一対
五の比率、これは確実に少ない、これを大幅に上
げていく、こういう認識を我々も持つておりま
す。そのために今回、弁理士法の改正を行なつて
いただいているわけでありまして、数としまして
は、確実に何年後に何人になる、こういうことは
申せませんが、大幅な拡充が必要である、このよ

うに考えております。

○吉田(治)委員 大幅な拡充が必要であるとい
うと、今度は研修する立場、これは法律にも書いて
あるように、先ほど私質問しましたが、弁理士会
が主体的にやるのか、場所は東京でやるのか、そ
の費用はだれが持つていくのか、これについては
いかがですか。

○茂木政務次官 基本的には、自己研さんであり
ますので、それぞれの弁理士の方が自分の費用で
行う、こういうことになっております。

しかし、先ほど大臣の方から答弁もありました
ように、講師の派遣であつたりとか、さらに今後
カリキュラムを充実していく問題であつたりと
か、そういったことにつきまして、国としても支
援できる分野については今後一層の支援をしてい
きたい、このように考えております。

○吉田(治)委員 ということは、自己研さんだか
ら、弁理士会がやつておられる研修というものに
ついてはあずかり知らないということではないでし
ょうね。

○茂木政務次官 決してあずかり知らないとい
うことではなくて、今申し上げましたように、再三
吉田委員からも御指摘いただいておりますが、日
本における弁理士がもつと量的にも拡大していく
ような環境を整備していく、またその質の向上を
図る、そういった意味で、国としても支援すべき
分野については適切な支援を一層充実してまいり
たい、このように考えております。

○細田政務次官 こういう試験の合格者の数をふ
やすということにつきましては、他方では、ふや
すぞというところ、ではレベルが下がるのじゃないか
という議論とつながるものですか、役所という
のはなかなか言いにくいのでございますけれど
も、今でさえ二十何倍という倍率でございませう
から、なかなか合格しない方々の中にも実は大変能
力のすぐれた方々も多いだろうということ。それ
から、委員の御指摘になりましたアメリカ等との
比較から見ますと、やはり二倍程度を目指してこ
れからふやしていくかなければならないと思ひま

し、また、ふやしていくと質の低下が起こるじや
ないかという御指摘もあると思ひます。

しかし、弁理士の場合には各分野分野が、いろ
いろ専門的な分野もございまして、基本的な研
修と専門的な研修というところがあると思ひます
が、目下のところはこれは民間にお任せしてお願
いすることが原則でございまして、やはり人数
がふえてまいりますと、基本的なものについて
は、例えば通産省内にも工業所有権の研修所とい
うものが部内だけのためにあるわけございませ
うが、そういったものを活用しながら合格者にも場
を提供していくなど、これは弁理士会ともよく相
談していかなくやなりませんけれども、拡充すべ
きはずであるというふうに考えておりますので、
またいろいろ御提言をいただきたいと思います。

○吉田(治)委員 私、さつきから二回か三回、議
事録を調べてもらつたら出てくると思うのですけ
れども、自己研さんそれから自己研修だといふこ
とで、弁理士会の研修状況について何度も質問し
ているのですけれども、一切答えがないのです。
いつどこで、どれぐらいの規模で、だれがやつて
お金はどうして、一切そういう答弁をせずして、
提言をくださいとかやれ何だと言つて、通産の
弁理士研修に対する認識というものは、そのと
ころを外した認識、そこはもう関係ないよと。

今それぞれの政務次官から、工業所有権のそう
いうセンターをこれから研修としては使う、講
師、カリキュラム等々というふうなお話がござい
ました。それらは、今私が質問をさせていただ
いて、認識として直してももらいたいの、弁理
士会がやつている研修と一緒にやる、それにブラ
スアルファしていく、そういうふうな認識、その
辺はどういうふうな基本認識を持つているのかと
いうのを先ほどから質問しているのです。それは
どうなんですか。

○茂木政務次官 もしかししましたら、私の方が質
問の趣旨を完全に理解していなかったために答弁
が不十分な点もあつたかと思うのですが、弁理士

会の研修について申し上げますと、まず、新人研修といたしまして、法律、実務知識の包括的な研修が約一カ月半ほど用意されております。それから実務研修といたしまして、最新の判例や法改正等につきまして一日研修を十回程度。それから特別研修といたしまして、訴訟の理論と実務につきまして二日、それから知的財産権契約の実務につきまして二日等の弁理士会の研修が用意されております。

それとあわせまして、日本知的財産協会の研修、それから発明協会の研修。入門プログラムから初級、中級、上級、研究、総合と、いろいろなものが用意されております。

なお、最近の実務研修について申し上げますと、弁理士の集中する地域によりますが、それぞれ東京、大阪、名古屋等々で研修を受けている、こういう形でございます。

○吉田(治)委員 そういふ研修にプラスアルファしていくのですけれども、私、昨年予算委員をやつていまして非常に気になったのは、政府の予算が大変厳しい中において、特許の特別会計予算、これをずっとひもといていきますと、例えば平成十二年、歳入予定額が一千七百二億、このうち前年度剰余金の受入金額が七百四十九億。非常に健全というか、剰余金まで出している状況。であるならば、私は、まず、この剰余金というものをどういふふうに活用されるかということ。

そして二点目は、ぜひとも剰余金というものをこの弁理士の研修、後ほど質問させていただきますけれども、どつちにしる特許という知的財産をめぐ一つの流れの中にあるお金であるならば、これは弁理士さんの質の向上、先ほどから何度も言うように、やはり日本の弁理士さんはエージェンツじゃなくてアトニーだよと言われるものに使ふ必要があるのではないかと私は思うのですけれども、この辺は今、通産としていかがお考えなんでしょうか。

○細田政務次官 特許特別会計の剰余金が多少あるということですが、このお金は

当然ながら政府全体として管理すべきものでございますし、関係の大蔵省との調整も必要でございます。

おっしゃいました、例えば研修のお金を国費でかなり使えというように、予算制度としてこれができればそういうことができるわけですが、これから関係方面とも考えながらこれを検討してまいりたいと思っております。

○吉田(治)委員 その前提として、剰余金をどう使うのかというのが一点目の質問なんですけれども、その辺はどうなんですか。

○茂木政務次官 特許特別会計は、平成十二年度の決算におきまして、委員御指摘のように八百十二億円の剰余金がございますが、平成十年度から平成十二年度にかけまして実施した料金の引き下げ等々によりまして、平成十二年度予算におきましては六百六十一億円に減少する、このように剰余金につきましては見込んでおります。

その一方で、現時点で三十万件強の特許の未処理案件が残っているわけでございます。さらに平成十三年度になりますと、出願から審査を請求するまでの期間がこれまでの七年間から三年間に短縮される。当然これによりまして未処理案件が大幅に、二倍以上に増加する。こういうことが見込まれておりまして、昨今の技術革新の速さに対応するためにも、特許の審査期間の長期化を極力回避する、短期化していく、こういうことが必要だと考えております。

したがって、この剰余金であります、基本的に、外部人材の積極的な活用やペーパーレスシステムの再構築によりまして、今申し上げました未処理案件の処理促進のために大切に活用してまいりたい、このように考えております。

○吉田(治)委員 大臣、参議院の質疑のときに、この剰余金の研修等への活用については、大臣の答弁は、たしか今細田政務次官がおっしゃられたように、各方面ともよく検討して、できるならば、使えるものなら研修に使いたいというふうな答弁をされているのですけれども、今の茂木政務次官

の答弁だったら、そういうことは一切考えていないよ、これから未処理案件がふえてくるからそれに使えよと言っているんですけれども、大臣としてはどういふふうにお考えなんですか。

○深谷国務大臣 茂木政務次官が申し上げているのは、剰余金についてどのような使い方を考えるかというので、今の原則をお話ししたわけでありまして、恐らく委員は、この資金を研修補助金等に活用せよ、こういう御指摘だろうと思うんですが、現在までの私たちの考え方としては、あくまでも研修というのは自己研さんを基本と考える、こういう立場でございます。

ただし、これから弁理士法の改正を行い、また弁理士の拡大を図っていく、そして知的財産というものがいよいよ重要になってくるというところを考えると、あなたがおっしゃるような、予算や補助等について検討する十分な課題であるというふうには理解しております。

○吉田(治)委員 時間もあれです、弁理士のこういう研修については強化する方向でというお話を伺ったということでございます。

いろいろ質問を予定しておつたんですけれども、ちよつと飛びまして、きょうは司法制度改革審議会の事務局長さんにおいていただいております。いつもここで事務局長さんの答弁を聞いています。論点整理をしている途中、論点整理をしていく途中という答弁ばかりをいただいております、少々私としてはフラストレーションがたまっております。

特に、今回の弁理士法に関しては、弁理士さんの制度というのは、私が申すまでもなく、司法制度の周辺業務という枠内において、ヒアリングであるとか、さまざまかけられております。特に、司法制度改革審議会の議論はどうも裁判制度に中心が行っているような嫌いを受けるのですけれども、知的財産権の訴訟というんですか、ありていに言うと知的財産の関係について、特許裁判であるとか侵害訴訟代理権であるとか、また先ほどのアトニーかエージェンツかというところで非常に

に大きくなる。

これは、司法界では当然の守秘特権というふうなものを含めた弁理士にかかわる議論というのは、やはり周辺という形で今でも置かれているのか、それとも一歩踏み込んで、例えば特許裁判所まで必要じゃないかという議論があるのかどうか、その辺はいかがなんでしょう。

○橋渡政府参事官 司法制度改革審議会の事務局長の橋渡利秋でございます。

ただいま委員の御指摘の質問に対しまして端的にお答えいたしますれば、実質的な論点に関する審議は五月以降に始まるということでございます。そして、弁理士等の職務につきまして訴訟代理権を認めるか否かというような問題も、当然に、何度も申し上げて申し上げてまいりますが、論点整理の中で決められております。

本年一月から二月にかけました論点整理に対する確認ということの審議といえますが、確認のための審議をしたわけではございませんけれども、そういうような論点についての審議をしている中におきましても、隣接法律専門職種等に訴訟代理権の付与など一定の法律事務の取り扱いを認めることの可否及び認める場合における要件などについて審議すべきだ、それから、隣接法律専門職種等と弁理士との共同化のあり方についても審議すべきである、それから、先ほどの御質問にありました専門的知見を要する案件につきまして、専門参審制、特別裁判所など、専門家を裁判体に取り込むことなどの要否についても審議をするということになっております。

このように、委員御指摘の問題につきまして、当審議会におきましてこれまで整理、確認された論点の中に包含されていると考えられますことから、今後、今年中の中間報告の公表、さらには来年七月に予定されております最終意見の取りまとめを目指して進められる各論点についての調査審議の中で十分に検討されるものというふうに考えられます。

○吉田(治)委員 余り早口でちよつと追いつかへんかったので、二、三聞きたいんですけれども、特別裁判所というのを一言言われました。これは、昔聞かれていた特許裁判所、ヨーロッパとかにはございますし、アメリカ、アジアにもございますが、このことは議論の対象になっているのかどうかということ。

それから二点目は、今、弁理士さんの量的拡大というお話がございましたけれども、弁理士さんというものは弁理士さんの資格をお持ちでしたよね、今現在。そういう意味でいって、弁理士、弁理士の相互乗り入れ。特に、量的拡大を追い求める場合には、弁理士さんをふやすという発想と、弁理士さんから弁理士さんに入ってもらふという方法。これは、理系とか、技術的な、知識的なものがなければなかなか難しいと言われていますけれども、この辺の、省庁が分かれていましてなかなか難しいですけれども、弁理士、弁理士というふうな、ある意味では相互乗り入れと言っているのかどうかかわりませんけれども。

それから三点目は、今言われた共同化という中、これは私の質問項目にも入れさせてもらったんですけれども、弁理士、弁理士、司法書士、会計士という形の、アメリカ的なパートナーシップ、そういう事務所の設立。今回、弁理士の法人化が認められたということですから、その三点については、論点的にはどういふふうに取り上げられているんですか。

○樋渡政府参考人 早口で失礼いたしました。ゆつくりとお答えいたします。

先ほど申しました特別裁判所というものは、御指摘の特許裁判所というものが当然に入ってくる、議論の対象になるだろうと思えます。今後、海外の視察等を行いながら、いろいろな国の制度も考究しながら、日本に合った知的財産権に関する訴訟の取り扱いをどうすべきかということを考えていくことになるだろうと思えます。

まずもって最初にお断りしておきますのは、委員の御指摘の内容のことはこれから審議会において審議されることでございまして、事務局長として、どういふ議論になるか、また、なっているかという具体的な申し上げかたは、なっていないかと思いますが、弁理士と弁理士との関係につきましては、先ほど申し上げましたように、弁理士と弁理士とが共同化、要するに、同じ事務所、ワンストップサービスというのでしょいか、ちよつと英語の方は自信がないのでございまして、そういうようなサービスができるような体制ということも考えなければなりませんし、相互乗り入れというのではなしに、要するに、弁理士を含む隣接法律専門職種に司法制度におけるどのような役割を果たしてもらうかということが今後の議論の対象となってくるわけでありまして。

以上でよろしゅうございまして。

○吉田(治)委員 もう時間もあれですけれども、局長、もう二点だけお聞かせください。私は事務局長やから余りわからへんのです、これからの議論ですといったら、この国会にはだれをお呼びしたらいいんですか、司法制度改革審議会のことについては、これが一点目。

そして二点目は、さまざまな議論の中で、私たちが見過ごすんですけれども、守秘特権という言葉、これは弁理士さんに認められていますね。しゃべらなくてもいい、依頼人のことについては黙っておける権利がある、幾ら裁判所に命令されてもそれは言わなくていい。やはりこの守秘特権というのがこれから、単に弁理士の世界だけでなく、弁理士の世界、それから先ほど申し上げた例えは簡易裁判等々で訴訟代理を求めている司法書士の場合にも出てくると思うんですけれども、例えはこの守秘特権というのは司法制度改革審議会の議論の中であるのかどうか、その辺はいかかかなんですか。

この二点。

○樋渡政府参考人 最初の、ここでお答えをどうするかということですが、司法制度審議会設置法が可決されたときの衆議院法務委員会の附帯決議におきまして、法務委員会という

ことでございまして、法務委員会は、必要に応じて、同審議会事務局を介して報告を求めることができる云々ということになってございまして、それ以上私の口からは何とも申し上げようがございません。

それから、守秘特権、特権という言葉が適当かどうか私にもよくわかりませんが、そういうようなものを含めまして、要するに隣接法律専門職種等の司法制度の中における役割を審議する中において、当然に議論されることだろうというふうに思います。

なお、委員御指摘のことにしましては、私の方から審議会の方に適切に御報告をして、その内容を理解してもらうようにいたします。

○吉田(治)委員 局長、本当に大変だと思えます。呼ばれても絶対いいこと言われませんし、どうなっているんやと、大阪弁でぼろくそと言っているんですけれども、ぼろくそに言われて、何でもかきかき言わねえあかんのや、聞きたかったら審議会のメンバーに聞けとぐらう思っているのは、司法制度、裁判を中心とした発想だけに行つてはいけないうちは思っております。ありがとうございまして。

先ほど、WTOの次期サービス交渉についてはあらあら御質問をさせていただきまして、あと時間の方もなくなつてまいりましたので、あと一点。

弁理士という世界において、これは私はいつも思うんですけれども、弁理士さん、それから公認会計士さん、実は昨年の予算委員会で、公認会計士さんの会計法人化がされていって、その社員会の会長には大蔵省出身の人が多い。それは何かというと、昔の山陽特殊鋼のときに懲戒権を大蔵省が発したということになってきまして、会の自治というんですか、弁理士さんの自治、弁理士会というものの懲戒権というふうなもの、だれが懲戒するのか。今のまま役所がやっていくというところになっていきますと、これはやはりある意味で

業界団体としか映らない。自治がある、士集団と先ほど言われていましたけれども、というよりも、どちらかというと通産、特許庁に附属した単なる資格を持った業界団体の集まりというふうなしか映らないという中で、私は懲戒権というふうなものの自律的運用というものが重要になってくると思ひます。

また、特許事務所が法人化されていくときに、はたから見て、先ほどの会計関係のように、また役所からの天下りのためにこんな法人化をしたのかと間違つても見られることがないように、私はぜひともしてもらいたいと思うんです。くつた質問ですけれども、この二点の方はいかがなのか。

それから、過日もこの委員会で中小企業関係、ベンチャー関係のいろいろな法律が通つてまいりましたけれども、これからやはり弁理士さんの協力というものを非常に仰いでいかなければいけない。

この辺について、私の質問で申し上げると二点、三点、四点目のことについて、簡単に結構です。最後に知的財産権というもののについて大臣のお考えもお聞きしたいと思ひますので、今申し上げた三点については、さらつとお答えをしようだいでございと思ひます。

○細田政務次官 それでは、前段の方の問題について申し上げます。

弁理士会の自治、懲戒権等の尊重という問題でございまして、今も弁理士会の皆様方は、自治組織として非常にいい運営、主体的な運営をなさっているわけでございまして。そして、今回の弁理士法改正においても、かかる観点で、弁理士会の事務に会員の監督に関する事務を加えることとしたしまして、国によつて最終的な監督というものは維持しつつも、弁理士会による自治、統制機能というものはより明確化することにしております。

また、弁理士会の会則を変更する場合、現在はいすべて通産大臣の認可を必要としておりますが、今回の法改正によりまして会則の変更は重要な事

項を除いて認可不要となるということで、これからは大いに自由に弁理士会の中で自治的な運用をしていただきたいと思いますので、このようにさせていただきます。

また次に、いわゆる天下り等の問題をおっしゃいました。一般の天下り論と若干違ひまして、特許庁の実務に精通した方が弁理士さんになられようというときには、例えば、これからの特許業務法人の目から見て特別な能力がなきゃ採用しても意味がありませんし、また、それだけの意欲、能力のある人が世の中の役に立つということが大事なことだと思いますので、おっしゃるような御懸念はないものと考えますが、重々注意してまいりたいと思います。

○茂木政務次官 中小企業とベンチャー企業に対する支援につきまして、簡単に答弁させていただきます。

今回の改正におきましては、弁理士の業務として、知的財産に係る相談業務や契約代理業務等、主要な法務サービスを追加しております。また、弁理士事務所法人化を解禁いたしましたので、あわせて会則で禁じておりました支所の設置も認めることによりまして、地域企業に対しても総合的なサービスを提供し得る体制を整備しております。

これによりまして、弁理士が研究開発段階から権利化に向けた助言を行うなど、地域の中小企業やベンチャー企業に対して技術開発の積極的な支援が行えるような体制になる、このように考えております。

○吉田(治)委員 最後は大臣にお聞きしたいんですけども、この法案の第一章第一条の目的のところ、「弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し」というふうになっております。ずっとこの委員会での議論は、工業所有権という言葉はほとんど出ていないんですね。ほとんどすべて、知的財産、知的財産という言葉が言われてきた。これは与党の議員さんも質問すると

き、今ちょっといられないみたいですから、知的財産権、知的財産権と言われた。

私は、まずこの目的のところは知的財産権という言葉がそもそも入ってよかつたんではないかな、また、かえってこれを入れることによって何らかの問題点が起ったのかなという気もしておりますし、また、現実には知的財産権というふうなことを言いますと、私が申すまでもなく、特許法から意匠、商標、著作権、さまざまな種類が広がっていつているという概念。私は、そういう中において、あえて第一条は知的財産権という言葉を入れるべきではなかったかなと思うんですけれども、まずその辺はいかがお考えなのか。

そして、よく言われておりますように、私は個人的には、今国会において憲法調査会ありますけれども、アメリカの憲法第一条第一項八ですか、修正条項の中には、たしか知的財産というものを国家戦略にするというふうなことが入っている。これが英語で言うプロパテントということになっているというの、大臣、私が申すまでもなく存じておられる。アメリカという国からすると憲法の問題にまでしている知的財産権というものを、日本においては、この法案の第一条の目的にすら入れることができないということ。

これは歴代の特許庁の長官さんも議論の対象としてなかなか果たせなかったと聞いておりますけれども、この辺すべて含めて、大臣ができないのであれば、行政としてできないのであれば、これは立法がやるべき案件だと私は思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○深谷国務大臣 弁理士の本務というのがもともと工業所有権でありましたから、こういう書き方をしておりますけれども、委員が一番おっしゃりたいのは恐らく、八〇年代にアメリカが産業のおくれというものを取り戻すために知的財産権というものを前面に押し出して大きな発展を遂げてきた。そういうことに照らして考えてみると、その分野でおかれていた日本がこれからしつかり前進していくためには、やはり知的財産権を有効に活

用して伸ばしていく、そういう前提に立てということだろうと思いますが、そのお考えは、私どもとしては全くそのとおりであります。

○吉田(治)委員 その概念というか言葉をどこかで定義する必要があると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○深谷国務大臣 今申しましたように、もともとがそういう弁理士の主務でございましたから、そ書いたのであります。今ここで急に変わるということはどうかと思いますが、考え方としては、知的財産権というふうに私たちは認識しております。

○吉田(治)委員 もう次の委員の時間になっていくんですけども、弁理士法の法案だけじゃなくて、知的財産権という概念をしっかりと私は整える必要があると思うのですけれども、その辺は大い、いかがお考えですか。

○深谷国務大臣 全くおっしゃるとおりだと思っております。

○吉田(治)委員 これで終わらせていただきますけれども、大臣、私、この国会のマイクを通して言うのは嫌なんですけれども、きょう前段で質問を、いろいろ議論させていただきましたね。実は私は、質問をきのう出した。特許庁さんからは、議員はと言ったから、私、きのうの晩はちょっとあれでしたから、きょうの朝八時半だったからちゃんと打ち合わせできますよというお話をした、事務所から。私は事務所に八時に入った。役所からは一切何の連絡もない。

役所として、そういうふうな話をして約束をつけた役所が、議員に対してこういうふうな態度をして、そういうふうな態度のもとでこの弁理士法案を提出して審議をしろ、審議をしているということ、私は大臣にぜひとも知っていただきたい。役所というものは、議員に対しては時間の約束は守らない、言っても来ない。とんでもない話ですよ。

事実関係、ちょっと調べて、ちゃんと対応するようにしていただきますでしょうか。

○深谷国務大臣 弁理士法改正という大事な議論をする前に、質問をされる議員のところにお邪魔しているいろいろな質問の趣旨あるいは方向性についてしっかりと聞くことは、役所の諸君が全力を挙げているところであります。

たまたまだいまお話をいたしましたことについて私は全く存じ上げませんけれども、もしそのような失礼がありましたら、その御無礼はお許しくださいたいと思ひますし、一体どんなふうであつたかということ、私としては確かめてみたいと思ひます。

○吉田(治)委員 これで終わります。

○中山委員長 中山義活君。

○中山(義)委員 ただいまは森総理大臣よりずっと大きい方が迫力ある質問をしたので、私みたいに気の弱くてやせた者が質問するときはちょっと頼りないと思ひますが、せいぜい力強く質問をさせていただきますと思ひております。

今回八十年ぶりの改正ということでありまして、大体、こういう産業に対する危機感というのがすごく満ち満ちて、何とかしよう、こういう意気込みが、どうも私は見えないような気がするわけでございます。産業再生法案とか、または産業技術力強化法案ですね、どんないろいろなものがばらばらに出てくるということで、もともと総合的にこういう問題を検討していかなければいけないと私は思うのです。

そういう面では経済に対する危機感というのが一番大きな問題だと思うのですが、実は、昨日からずっと新聞を見ていると、株の動きがすごく大きい。こういうものに対して、日本の経済がどうやって対応しなきゃいけないか、そういう危機管理といひますか、官邸なんかも、いろいろ私も新聞で見た限りは、どうも森総理にこの危機感が全然ないとか、こんな話も聞かれていますね。

もともと我々が産業技術力を、このようにアメリカから来たものを押し返そうとするのは、一九八五年のヤング・レポート、これは相当な資料を

集めて、そして結果的には日本をこのように押し返してきたわけですね。ですから、今度の弁理士法が八十年ぶりに改正されるというのは、今ごろ気がついたのかという感じが私はするわけですよ。そういう面です。堀屋長官に、初めに株価の問題、今回ばつと大暴落をした、これについてまず一言と、それと同時に、今回のパテント、プロパテント、この問題をアメリカが主力の問題として日本にぐつと押し返す、それを押し返すだけのやはり総合的な戦略的な考え方を日本政府が持っているか、この辺をお話しいただきたいと思ひます。

○堀屋国務大臣 まず、金曜日から昨日にかけて、アメリカ、日本で起こりました株の問題でございませうけれども、金曜日に六百ドルを超える下落がありました。株の水準が高かつたから、比率でいうとそれほどありませんが、金額でいうと史上最高というような状態で、土日二日間、我々もいろいろと分析をいたしました。

私は、きのう、月曜日、日本の株がかなり下落いたしました。午前十一時ぐらいに記者会見をいたしました。これは短期に収れんする可能性がある高い、こう申し上げておつたのでございませうけれども、きょうはやや落ちついた。きのうのニューヨークからヨーロッパ、そしてきょうの東京株式は二十円ほど上がつてゐる。一時もうちよつと上がつておりましたが、比較的落ちついた動きになつております。

この株の問題でやはり注目されることは、委員御指摘のように、パテントを持つたような、いわゆるネットビジネスとかハイテクビジネスが非常に値上がりをしてゐる、こういうところにアメリカ経済の知能、知恵の値打ちに対する評価が非常に高まつてゐる、それが意味では行き過ぎた面もあるのではないかと、こういうところだろうと思ひます。日本でも同じような傾向は多少あると思ひます。

振り返つて、産業技術の問題を考えますと、日本の製造業は、明治以来官々と外国の技術を取り

入れて発展してまいりましたが、一九八〇年代には、規格大量生産の技術において世界で最も完備した国になりました。これは単に産業技術だけではなく、産業の構造や教育の状況、あるいは日本人の勤労の資質に至るまで、すべて規格大量生産向けにいたしまして、これを完成させたわけでございます。その結果、日本は規格大量生産品では世界一の競争力を誇るようになりまして、輸出も大いに伸びました。

ところが、最近になりまして、規格大量生産品では、低コスト競争という点になりましてアジアの国々から挑戦を受ける、さりとて技術集約的な高付加価値あるいはソフトウエア産業ということになります。欧米先進国との厳しい競争にさらされる、そういう点で、非常に日本の産業構造の転換期を迎えていると思ひます。

さらに、これから少子高齢化によつて人口が減少する、あるいは環境問題、エネルギー問題など、経済成長に対する制約要因も出てくるというようなことを考えますと、これからは日本が世界経済の一流のプレーヤーとして、世界経済の主要なプレーヤーとしてとどまつていくためには、やはりIT革命を中心とした新しい産業構造、技術革新を全面的に進めて、新たな経済発展を試みなければならぬと考へてゐます。そのためには、高齢化社会に対する対応、環境との調和といったような社会システム全体の問題、一つ一つの技術あるいは特許の問題ではなしに、産業構造全体の問題を課題として解決することが不可欠です。

このために、産業技術強化策として、昨年来総理大臣が主宰いたしました産業競争力会議において官民が協力して総合的な検討をしてゐるところでありまして、その結果は、昨年の通常国会で成立させていただきました産業再生法あるいは今国会審議していただいております産業技術強化法案というふうなものとなつて、一つずつ結果としてきてゐるところだと思ひます。

さらに、この産業競争力会議におきましては、産学官がイコールパートナーとして英知を結果す

る国家産業技術戦略を取りまとめられたところでございます。

今後ともこういった総合的、長期的な視野に立つて、産業競争力の強化というのは十分に果たしていかねばならない、これは委員御指摘のとおりだと考へております。

○中山(義)委員 とにかく、今まで見ていますと、産業再生法案が出て、それからその前にTLOだとかなんだとかと、いろいろなものがあるがばらばらに出てきているわけですね。総合的にプロパテント、いわゆるパテントをどうやって活用していくか。そしてまた、これを活用してアメリカは経済を立て直してきたわけですね。こういうことからは見れば、日本がもっと早く考へていかなければいけないような問題だつたと思ふので、今も今回は、また最後に弁理士法改正、八十年ぶり、こういうことでは、いつもおくれをとつてしまふと思ふんですね。

さつき言つたのは、官邸ですら、何か株に対するコメントが、いや、株は自由市場経済に任せておけばいいというふうな単純な発想です。政調会長の方から何かいろいろ意見があつたそうだが、一兆円だとかなんだとかと、お金まで出てきて、何とか市場に介入するやうな話もしましたけれども、やはり経済に対する危機管理、こういうものが足りないんじゃないかと思ふんですね。

そういう面では通産大臣、今長官がいろいろ話しましたけれども、通産省としてもうちよつと、今回の弁理士法の改正に伴つて、これが最後のものか、これでいよいよプロパテントの政策、これが全部終わつて、これからアメリカの産業を押し戻して、こういう原動力になるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○深谷国務大臣 まず第一に申し上げることは、何事もそうありますが、これが最後ということはありません。今日の時点で最大の条件を満たすということですから、これからまだ問題が起さればさらに政策的な追加を行うことは当然のことだと思ひます。

また、危機管理の問題が生まれなければ、官邸における危機管理、例えば災害その他もろもろあります。あるいは経済的な危機に対してどう対応するかということもありますが、しかし、基本的に、例えば市場の動きに対して、そのたびに危機管理で官邸が動くということは正しくありません。

先週のアメリカの株の下落につきましても、いろいろな見方がありました。ブラックマンデーが再び起こるのではないかと考へる方もありました。しかし、一方においては、八七年の当時とは全く違ふのは、アメリカが財政的に非常にきちんとしてゐるというふうな、そういう環境が全く違ふ。したがつて、ここはむしろ落ちついて注視していくのが対応のあり方ではないかということでございます。そういう点では、私は、官邸や通産省がこのことで動いたり、あるいは驚いたりするというのは、むしろ危機管理でいつたら逆の立場ではないかと思ふ。

しかし、そういうときに政党として動くということは十分考へられるわけであつて、亀井政調会長を中心とした、どう対応しようかという動きがあつて、あれはあれなりの正しさがあるのではないかと、いかにうに理解します。

○中山(義)委員 今の通産大臣の発言ですが、堀屋長官はどうですか。

○堀屋国務大臣 先ほど申し上げましたように、株につきましては、私たちは注意深く観察はしております。しかし、その判断として、今直ちにどのような行動をすべきか、これは次の、別の問題でございまして、決して日本政府として無関心でいたとか、どこかに情報が入らなかつたとかいうことではなくして、情報はきちんとその都度とりまして、その判断をした結果、今は冷静に対応すべきだという結論を出しております。

○中山(義)委員 ゼロ金利の問題とか、日本もそれによつてまたさらにゼロ金利でしばらくいるとか、いろいろな圧力も逆に加わつてきた、こういう

うふうに見ているんですが、とにかく、経済という問題は毎日のように動いているだけに、有珠山が急に爆発するのと同じで、やはり何かが起こったら大変だという危機管理は、常に持つておく必要があると思うんですね。確かに、言葉の上で一々総理大臣がコメントを挟む必要はないかもしれないけれども、本当に危機感というものをもちながら経済というものをやっていたかなきゃいけないと私は常々思うわけです。

私も、今回こういうような議論になる前に、産業再生法案のときから言っているんですが、またあのときも、重厚長大、そういうものに、三つの過剰があつて、そういうところを援助していくんだという趣旨のものがあつて、やはり今の時代は軽薄短小になつてきて、だんだん知恵の時代になつてきているんだ。ヤング・レポーターの中で、もうアメリカは謙虚に今までのアメリカの経済、アメリカのやり方を反省して、そしてちゃんとした戦略というものをを出してきているわけですね。日本にはどうもそういうようなプロジエクトがないような気がするんですね、本当に日本は何をやるべきか。TLOなんか随分前にできましたけれども、なかなか機能していかない。

だから、今回のTLOに関しても、では、弁理士さんがどういうふうにかかわってくるのかとか、いろいろな総合的な問題をもっと早く出していきなさいとおかしいと思うんですね。しかも、弁理士さんの改正は八十年ぶりだ。やはり、特許に関する、またはプロパテントに対する考え方が甘かつたと言わざるを得ないんですが、とにかく、相手側にパテントが行つた場合には、これは大変脅威になりますね。しかし、自分のところでパテントを取れば経済に大変大きな力を発揮する、これは当然、今の世界経済の中では世界的な認識だといふふうにいるんですね。

今回、そういう面では、ただこの弁理士さんの数をふやせばいいという趣旨ではないと思うんですね。当然、どうやって弁理士さんというものを考えるかというところが問題点だと思うん

です。それと同時に、弁理士さんはやはり大きな産業技術力を伸ばすための手段だと思うんですね。そういう面では、弁理士さんをどう活用していくかというところが一番大きな論点であるといふふうに思います。

先ほど言葉の問題もありました。日本人が本当に弁理士さんというものを意識しているかどうかという点も問題だと思うんですね。一般の方が弁理士さんと弁理士さんを間違つていたり、うちの秘書じゃないけれども、弁理士さんと言つたら、字を書いたら便利の便を書いている。それが今現実かもしれない。だけれども、それじゃ困るんですね。本当にすべての人たちに弁理士さんの立場とか、何をやっているかというのをもっと認識させないといけないと思うんですね。そういう時代ですよ。本当にプロパテント、パテントを、また世界の経済の中で日本がそれを一番重要なものとして、知恵の時代でそれを生かしていくんだとしたら、弁理士さんの職業はどういう職業で、どういうことをやっているのか、そういうことを学校教育の中でもやっていかないとはいけません。

今の学校教育の中では民間の方が教育に行つてもいいんですから、たまには小学校なんかには弁理士さんが行つて、いかにパテントというものが重要であるか、こんなこともしなさいといかないかと思う。この辺、通産大臣、いかがでしょうか。

○深谷國務大臣 前半のお話の中で、遅きに失した、そういう御発言がありました。そういう見方もあるかもしれません。

ただ、日本の経済、産業の歩みを振り返つてみますと、どちらかというと、日本はプロセスイノベーションが得意でございました。つまり、いろいろな他の国の、あるいは他の人たちが考え出したものをどう改良して効率化を図り、値段を安くつくつていくかというこの技術に非常にすぐれていて、これがむしろ中心になつていたので、しかし、これからはプロダクトイノベーション、新しいものをつくり出していくという時代が変わ

つてきた。これはやはり日本の産業、経済の流れの中の大きな変化だと思います。

そういうプロダクトイノベーションの時代になつてまいりますれば、必要なのは弁理士の皆さん方の御活躍によつていろいろなアイデアが、単に知的財産としてとどまるのでなくて、それをさらに活用していく、事業化していく、そういう方向まで導いていくような、そんな状況をつくつていかなければならないというのが今日の弁理士法改正につながると私は流れだろうといふふうに思っています。

中山委員の御指摘のように、弁理士という言葉で聞いた場合に、どこまで大勢の人が理解しているかということについては、私もまだまだ理解が非常に足りないだろうと思つています。そういう意味では、学校の教育等において積極的にやはりこれらについての指導をしていくということはお説のとおりだと思います。

今私たちがしましては、小学生、中学生、高校生、あるいは大学向けのパンフレットを相当数出したり、あるいは研修会その他を開催いたしました。この弁理士という存在、知的財産というのはいかに大事かという状況、これらを教育の中できちつとしていくことに全力を挙げるべきだと考えます。

○中山(義)委員 私は、前回の技術力の問題のときにも言ったのですが、とにかく、教育という中に、やはり知的財産権というのはどういうものがあるかしっかりと把握をしてもらいたいと思うんですね。憲法と教育というのは僕は対峙したものだと思うんですね。また、同等なものだと思うんですね。教育法というのは、その下に、刑法があつたり民法があつたりするんだと思うんですね。教育の中で、やはり人に先駆けて新しいものを発明する力、すぐく大事だと思うんですね。この辺を教育の中にしっかりと取り入れなさいといかない。同時に、憲法の中にも知的財産権、または特許、こういうものが、やはり人に先駆けてやっていく。

今の日本人に欠けたところは、さつき言つたよ

うに、どこかでトランジスタラジオを持つてきて、それを分解して、もっと安くできる方法はないか、大量生産できる方法はないか、そうやって産業を伸ばしてきた、そういう戦後の、ある意味では発展途上の時期があつたわけですね。しかし、今は違うんだ、もうトップランナーにならなさいといかない。そういう観点からいえば、知的財産権とか特許というものは憲法上の問題でもあると思うんですね。そのくらい日本人が、やはり大きな問題としてこれをとらえていかなければいけないと私は思うのです。

それで、教育の中でも、特許を取ることとはどれだけすばらしいことか。もっとさかのぼつていけば、我々の教育の本の中には、エジソンであるとかライト兄弟であるとか、新しいものを発明したことがどんなに立派に世界に貢献したかということが書かれていくわけですね。

そういう面では、通産大臣と堺屋長官に、これは憲法上の問題ぐらいに大きな問題だ、それから日本の目標だ、こんなふうにいるのですが、いかがでしょうか。どちらも答え願いたいと思ひます。

○深谷國務大臣 前段のお話の中に、誤解を招くといけませんからあえて申し上げますけれども、プロセスイノベーションというのも日本としての大きな特徴であり、力でございますから、これからは全く大事でございます。それに加えて、プロダクトイノベーションというものを考えていくという意味でありまして、時代が変わつて、前段を捨てて次の方に走つていくということでは全くないことだけ、あえて申し添えさせていただきます。

また、憲法に載せるぐらい重要な問題であるといふ、認識としては私も同感であります。アメリカにおいては、たしかカーターの時代からレーガンの時代に移る、そのころにこの問題が大きくクローズアップされて、むしろアメリカの経済を再起させるためにはこれを先頭に立てるべきだといふので、大変な勢いで努力をいたしたわけであり

ます。そういう意味では、我が国のこれからの考
え方としても、おとしやるように憲法に明示する
ぐらゐの重きものかもしれないが、しかし、憲
法論議はこれから十分やるということでありま
すから、それは直ちに憲法改正という話ではあり
ませんけれども、重要さという認識においては委
員と同感であります。

○堺屋國勢大臣 今、通産大臣が御答弁されま
したように、アメリカでもこの問題が重大になつて
きたのは、カーター政権の終わりからレーガン政
権の間、つまり、アメリカの規格大産生産社会と
いうのが日本やヨーロッパの追い上げで下降線を
たどつて、これを知恵の値打ちで持ち返さなけれ
ばいけない、そういう発想がぐつと広がった時期
であります。私は、その時期を観察いたしました、
一九八五年に「知恵革命」という本を書いたです
が、まさにアメリカでこの知的所有権の範囲とい
うのは非常に広がつてきている。最近では、ビジ
ネス特許なんというものでできているわけです
ね。そういうような、知的所有権というものに對
する概念が変わつた時期がありました。

日本は、社会全体が規格大産生産の時代が長く
続いたものですから、いささかアメリカよりも危
機感も遅かった。この点は委員御指摘のとおりだ
と思うのですが、これからは、日本もこういう知
的所有権というものを大事にして、そして、そこ
から新しい知恵の値打ち、これが経済の成長と企
業の利益の源泉になつていく、そんな時代になつ
ていこうかと思ひます。

そういう意味で、遅いとは言われるかもしれま
せんが、今の時期に弁理士法も改正し、産業競
争力というものを、単に製造技術だけではなし
に、知的所有権に広げて考えようとしている段階
だと御理解いただきたいと思います。

○中山(義)委員 私は、弁理士法のこの改正の中
に、やはりある意味では、特許というものの考え
方のやはり集大成があると思うのですね、この中
に、私は、自民党さんの議員さんはほとんど出席
していないけれども、やはりもうちょっと、この

特許という問題は、これからの日本の一番生きて
いく……(発言する者あり)今、急に來ましたね。
やはりそういうものだと思いますよ。

特許がどれだけの大事であるかという認識をこの
委員会ではやはり論議すべきだ、私はそのように思
つているのでございまして、とにかくこの特許の
問題について、日本とアメリカの格差といひます
か、その認識の差というのは随分あると思うので
すね。

例えば、訴訟の結果として金額なんかも、ある
時期は、日本では五千万とかせいぜい四千万と
か、そんなものでは。アメリカではもう三十億
円。日本の医薬会社が一回三十億円ぐらい最近取
られていきますけれども、やはり外国と比べると随
分、まだ日本の訴訟の結果的な賠償金額というの
は、金額が低いのです。その辺の認識も日本と
アメリカではまだ差があるんじゃないか、こう思
うのですが、実際の数字を出していただいて、そ
れについてのコメントをいただきたいと思います。

○茂木政務次官 特許の訴訟件数それから賠償額
につきまして御質問いただいたわけでありませ
うが、まず訴訟の件数につきまして、第一審とい
う形で比較してみますと、米国の連邦地方裁判所
における訴訟件数、一九九九年の会計年度の数字
であります、これが八千二百四十二件に對しま
して、我が国の地方裁判所における訴訟件数、平
成十一年度であります、六百四十二件。こうい
つた形で、十分の一以下であります。また、先ほ
ど堺屋長官の方からもございまして、ビジネス
モデル特許に関しても、最近アメリカの方では訴
訟等々も起こつております。

その中で、損害の賠償額に関する統計、これ
はきちつとしたものはないわけでありませうが、今
委員の方から御指摘いただきました数字、日本の
方が四千万から五千万、これは多分、民間の機関
の調査によりますと、一九九〇年代の前半で大体
日本が四十六百万円等々のデータもございませう。
これに對しましてアメリカの方は、御指摘のよう

にそれより圧倒的な高い金額になつておりまし
て、知的財産関連の高額訴訟、この事件の平均の
賠償金額につきまして米国の数字を調べてみます
と、大体九千二百萬ドル、日本円にしますと八十
億、こういう、随分アメリカの方が高額でござ
います。

ただし、ここ数年我が国におきましても、特許
を重視する政策、こういつたものが徐々に浸透し
てきておりまして、平成十年十月、胃潰瘍の薬の
成分に関する製造方法の特許の侵害事件につきま
しては、約三十億円の賠償額を認めた判決等々も
出されておりました、高額の賠償額を認める判決
も日本ではふえてきています、このように認識をい
たしております。

○中山(義)委員 今、三十億の賠償金を認めた
という話がありましたが、これなんかも、あ
る意味ではびっくりしたわけですね。しか
し、外国との交渉だとかアメリカへ行つたら、び
っくりする話ではないのです。つまり、それだ
け、トップランナーじゃなくセカンドランナー
で、人の考えたものを使うということはコストが
かかるということが、やはり日本の国民に大分浸
透してきたと思うのです。

それから、アップルコンピュータのiMacな
んかでも、この間差しとめがありましたね。やは
り、だんだんこういうことが新聞紙上で話題にな
つてくれば少しはわかつていただけたらと思うの
ですが、とにかく、外国では百億、日本ではまだ
五、六千万だというふうなことで、やはり認
識の差がこれだけあるわけですから、何かやつた
ときに、一遍に百億円取られた、しかもずっと考
えてやつてきた、すべてのつぎ込んだお金が、結
果的には賠償金で全部バアになつちやつた、こん
なこともあり得るわけですよ。

そういう面では、これからのパテント、プロパ
テントのことについては、弁理士さんをふやすと
いうことは、単に特許の申請に行くだけじゃなく
て、いろいろな活用の仕方があると思うのです。
ね。そういう面では、これからの弁理士さんのあ

り方と同時に、弁理士さんをふやすというのはど
こにやはり一番大きな力点が置かれていたのか、
この辺の御説明をお願いいたします。

○茂木政務次官 これから弁理士の数をふやして
いく、これは、今委員の方から御指摘ございま
したように、アメリカがプロパテント政策をとる、
そういつたことに対抗していく意味でも、大体数
字的に二対五ぐらいの比率である、これは埋めて
いくということがございまして、さらにその根底
で申し上げますと、日本としても知的財産に對す
るよりしつかりとした取り組みをし、しかも弁理
士さんだけではなくて、それにかかわる企業であ
つたりとか一般の国民の皆さんにも、この知的財
産に對する重要性、こういう認識を普及する意味
でも大変重要な意味合いを持つておる、このよう
に考えております。

○中山(義)委員 僕は、弁理士さんの数をふやす
というのは、特許庁へ行つていろいろ申請する
かなんとか、これは一つの独占業務としてありま
すが、私たちが大事にしたいのは、やはり、特許
というものがどういうものであるのか、または特
許によつてどういうものが生まれてくるのか、ま
たは、それで訴訟だとかなんとなつたときに
どうするか、いろいろな問題があると思うので
すね。

私は、これからやはり起こり得ることというの
は、知らないで人のパテントを使つてみたり、い
ゆる悪用するとか、それに近いものをつくると
か、いろいろな問題点が出てきて、日本の中でも
訴訟が起これると思うんですね。訴訟はいいん
です、そのパテントを持っている側からも、訴えら
れた側も、すごく長い、弁理士さんや何かをい
ろいろお願いしてやつていけると、大変時間もか
かるし、お金もかかるということがある。そうすると、
裁判に行く前に、裁判外の調停であるとか、裁判
に行かないまでもいろいろ相談ができるとか、
または、裁判の前に本当に和解させて、お互いに
この辺で、お互いに商売なんだから手を打つてや
つていきなさいよとか、そういうようなことまで

可能になると思うんですね。

その辺での活用の仕方と申しますか、弁理士さんがそういうところまでこれから入っていくだろうと思うんですが、その辺の職域拡大について御説明いただきたいと思ひます。

○茂木政務次官 知的財産権の専門家としての弁理士でございますが、今回の法改正によりまして主要な法的なサービスまで行える、こういう改正をさせていただくわけでありまして、これによりまして、裁判前の段階で、その特許を持つ企業もしくは利用したいと考えている企業に対するさまざまな事前のサービスも行える、こういう環境が整つてまいる、このように考えております。

○中山(義)委員 なぜこういう質問をしたかといひますと、申請をする仕事や何かは数をふやせば確かにそれで有効に生きるんですが、これから起きてくることというのはやはり紛争だと思ひますよね。その紛争に対して、弁理士さんの数は限られていまふし、今度は弁理士さんと一緒にやつていけるということで、私たちは、紛争そのものの、または紛争前、または紛争になりそうなものをうまく調停していく、そういう役目もぜひ担ってもらいたいと思ひますが、役所の方の考え方としては、弁理士さんの数をふやすというただ量的なものでは、今はペーパーレスの時代ですから、直接インターネットによつて申請するようなケースも出てくると思ひますよ。そういう面では、申請ということだけ考えてみると、案外、弁理士さんの数はそんなにふやしても思ひますね。

しかし、同時に、弁理士さんの仕事というのは別な方向にもつと領域がある、私はこのように考へていふんですけれども、いかがでしょうか。

○茂木政務次官 委員御指摘の点もあると思ひますし、ただ、日本でも非常に今特許に関しまして、これが申請してから実際に許可がおりるまでの期間がかかる、こういうところもございまして、実際の申請業務等々でも量的な拡大は必要だと思ひております。

しかし、同時に、委員御指摘のような形で知的財産権等々に対する普及をする、また、裁判前でのさまざまな意味での企業に対するアドバイスを行つていく、こういう意味でも今後弁理士の役割は大変大きくなつてくる、このように考えております。

○中山(義)委員 そうすると、さっきの吉田委員と同じになつちゃうんですが、いろいろな業務拡大をしていきますと、結果的に見ると、やはり弁理士さんの質の問題が問われてくると思ひますね。研さんですね、そしてやはり講習会やいろいろやる。

特に私が危惧しているのは、どつちかという弁理士さんは理科系が多いと思ひますよ。しかしながら、マネジメントとか、あるパテントを商品化して、製品化して、それを売つたりなんかするそういうルートであるとか、または、パテントというものを、これはすばらしいものだからというところで、例えば政府系の金融機関に持つていって、これでお金をこのくらい出してもらいたい、このパテントはこのくらいのお金を生む可能性があるとかというふうなもので、文科系の、文科系と言つておかしですが、そういう方にもこれから道が開けるのかどうか。

やはり今のいろいろな御相談というのは、どつちかという法律的な相談も多いだろうし、これは弁理士さんと一緒にやるとしても、物を売っていくマネジメント、こういう面についてはどのようにお考えでしょうか。

○細田政務次官 弁理士の試験におきましては、選択の科目には法律系の科目を選択することもできますし、しかし、もちろん技術的な素養もなきやいけませんのでなかなか難しい面もございまして、文科系の人にも道が開かれていふと考へております。

○中山(義)委員 裁判に関しまして弁理士さんが今度出席できるわけですが、そうすると、ちょっと考へてみると、何か弁理士さんと弁理士さんで、言い方は悪いんですけど、足して一人前

みたいな形で考へていられるのか。弁理士さんと弁理士さんの独占業務がありますね、裁判等のこの弁理士さんの独占業務と弁理士さんの独占業務、これはちゃんとうまく分けちやうつていふんですか、それとも、ある意味では同じようなところがあるんだということなんですか。

○細田政務次官 改正後の問題といたしまして、これまで弁理士さんの方でやつておられた業務につきましても、工業所有権の問題あるいは半導体チップ著作権の問題等々について、あるいは裁判が起るような紛争処理の問題においても、仲裁代理というような面において特に弁理士さんの活動範囲を広げておるわけでございます。

○中山(義)委員 これはあれですか、今言つた弁理士さんの独占業務に対して弁理士さんが入つてきた、そういうことですか。そこに入つていふということですか。

○細田政務次官 弁理士会などともよく調整をいたしまして、先ほど申しましたような分野についての弁理士の役割について了解を得ていふわけでございまして。

○中山(義)委員 さっき言つたパテントアトリーとパテントエージェンツと分けまふと、弁理士さんと弁理士さんと一緒になるとパテントアトリーのような活動ができる、こういう判断をしていふんですか。

○細田政務次官 日本では、弁理士と弁理士の資格を両方取つておられますとパテントアトリーといふことになりまふ。

○中山(義)委員 私が言つていふのは、弁理士さんと弁理士さんが一緒に裁判に出るとパテントアトリーといふ能力が発揮できるわけですね、現実には、という、外国では一人をやつていふのに、二人をやつていふことになりまふ。それから、今の見解としては、パテントエージェンツと弁理士さんと一緒になるとパテントアトリーの仕事ができる、こういうふうな言つていふのか、その辺がよくわからないんですけど。

○細田政務次官 おつしやいますように、一緒に

相互補充し合ひながらやれば同じ役割が果たせるということ、これからできるだけそういう連携関係も深めていふだかと思ひていふます。

○中山(義)委員 私たちはなぜこういうことを言ふかという、やはり弁理士さんに本場に権限を強化してもらつて、パテント、プロパテント、これは本場に、何というんですか、力強くアメリカ経済に打ちかつていくぐらひの迫力のある今回の改正であつてほしい、それにはやはり今回の弁理士さんを活用していくんだ、とにかく権限を与えてやらせていくんだ、こういうような迫力が欲しいんです。

大臣、その辺どうでしょうか。少し弁理士さんを、せつかくここ二十年ぶりに改正するんですからね。遅きに失したと思ひますよ。

○深谷國務大臣 弁理士法という法律があつて弁理士さんの枠というのは決まつていふわけですが、今日の状況を踏まえて、弁理士さんがどこまで入れるかといふことの境界線で随分いろいろな話し合ひをしたんです。そして、その結果が、ただいま細田政務次官が言いましたようなそういう分野にまで行つたわけであつて、それ以上超えて弁理士と競合するような形になることは必ずしも今日の時点で考へるべきことではないと思ひます。

しかし、実際問題としましては、いざ紛争のような状況になりました場合には、一体となつて協力してやつていかなければなかなか解決できないという実態はあるだろうと思ひます。

○中山(義)委員 私は今回、さっき言つたように、八十年ぶりに遅きに失したと言つていふのは、こゝでやつたのですから、やはり弁理士さんには十分活動してもらわなければならぬ。特に、申請する業務だとかそういうものよりも、むしろ弁理士さんと同じぐらひの力を持つて、しっかりと日本のプロパテント、頑張つていふだかと思ひます。そういう面では私がお話をしていふのです。

ですから、逆に言ひますと、特許庁に行つたり

文化庁に行ったりなんかしてやるという申請の
仕事に余り重点を置いていたのじゃなくて、この
辺は少しほかの士業に仕事を譲った方がいいと思
うのですよ。むしろ弁理士の皆さんは誇りを持っ
て、日本の産業はおれたちが支えているんだ、こ
のくらの気迫でやってもいいじゃない、また、そ
ういう面での権限拡大を私たちはお願いしている
のです。

例えば行政書士さんなんかは、知的所有権の中
で著作権がありますね、こういうものに関して
は、これは相手が文化庁ですから、こういうよう
なことはできる限り、訴訟があれば当然弁理士さ
んの独占業務ではあります、行政書士さんなん
か日本全国で三万五千人もいるわけですよ、むし
ろそういう職域を行政書士さんに広げていただ
く。そういう面で、そちらの方はある程度任せ
るところは任せていくことが必要だと私は思うの
です。むしろ弁理士さんのやる仕事というのは、あ
る意味では弁理士さんの独占業務の領域まで入っ
て、とにかく特許に関してはおれたちは専門家
だ、何でもできるというような研さんとそしてま
た気迫を持ってもらいたいと思うのです。
この辺はどうですか。行政書士さんあたりに著
作権なんかは任せたいのじゃないですか
ね、あつちの方は。

○細田政務次官 行政書士さんのお仕事、それか
ら弁理士さんのお仕事、若干の調整を要するところ
もございまして、そしてこのたびは、現在の弁
理士の独占業務のうち、例えば特許料の納付手
続、特許権等の移転登録の申請手続等の権利の内
容が確定した後の形式的な手続については、必ず
しも知的財産権に高度に専門的な知見を有し
ない場合であっても行うことができると考えまし
て、今回の法案におきまして、独占業務から除外
するというような措置を講じておるわけでござい
ます。

○中山(義)委員 私はよく、士業の垣根は取り払
つて、なるべくお互いに融通し合えるところは融
通していった方がいいのじゃないかと。特に、弁

理士さんの数が少ないからふやそうというわけ
でしょう。だけれども、ふやすよりも、今ある行政
書士さんにある部分の仕事をやってもらつて、本
来弁理士さんのやる仕事というのは、今回極めて
領域が広がって大きくなっていると思うのです
ね、職域が広がってますから。特に、企業が他社
から警告を受けた場合だとか競合他社の権利取得
に対抗する方法だとか、これからは企業間の争い
または国と国との争い、いろいろなことが出てく
ると思うのです。そういう面では弁理士さんの
仕事は多忙をきわめるし、研修もやっていかな
いとこれからの新しいプロパテントに対応できま
せんよ。

そういう面から見れば、申請や何かの、ある業
務についてはむしろ行政書士さんに譲るべきだと
僕は思うのです。それだけ弁理士さんの仕事を
我々は重要視しているのです。弁理士さんの独
占業務と相当共通する部分があつて、プロパテ
ントのことに限ってはむしろ我々の方が専門家だ、
このくらの自信を持ってもらいたいのです。

再度申し上げますが、ほかの、司法書士さんな
んかもあるでしょうが、そういう垣根について
うちよつとお互いに融通し合えばいいのじゃない
かと思うのだけれども、そういうような総合的な
調整というのはできないのですか。法務省の方は
どうですか。

○房村政府参考人 ただいま委員から御指摘のあ
りました行政書士あるいは司法書士のような隣接
専門職の方々などどのような法的サービスを担っ
ていただくかということは、国民に利用しやすい
司法制度を実現するという観点から見ますと、非
常に大きな課題であらうと思っております。

その点に關しまして、内閣に設置されました司
法制度改革審議会においても現在審議をしている
ところでございますが、昨年の暮れに発表いたし
ました論点整理、その中にも弁理士と隣接法律専
門職種との関係という項目が掲げられておりま
す。

この問題につきましては、国民が司法サービス

を利用する、どうしたら利用しやすくなるかとい
う観点から非常に大きな観点だろうと思ひますが、
しかし同時に、法律サービスというものは他人の
権利義務に關係していくことになるんですの
で、そういう關係する人の権利、利益を損なうこ
とがあつてはならないわけでありまして、その
担う方々の能力的担保をどうするかという問題も
ございます。

そういういろいろな問題を含んでいる大きな課
題でありますので、この審議会において、国民的
見地に立つて今後その審議が続けられると思われ
ます。法務省といたしまして、この審議が充実
したものになるように全面的に協力をしてまい
る所存でございます。

○中山(義)委員 ですから、弁理士さんだけの領
域を拡大していけば、当然、人数が足りないなら
量もふやさないで、それから研さん
もやってくれ、講習会もどんどんやってくれ、それ
は弁理士会でやってくれ、いろいろな要求をして
いるけれども、やはり業務を拡大するとともに、
弁理士さんの本来の仕事、日本の産業のためにや
つてもらふ仕事とちよつと違ふような部分につ
いては、その垣根を払つて、ほかの行政書士さん
にやつてもらふとか、同時に法律を改正してい
くようなことが大事なんじゃないかと思うのです。
弁理士法だけを改正してしまうから、あとのほ
かの方はそのままにしてしまふ。そうすると、弁
理士さんの独占業務からちよつと弁理士さんの独
占業務が伸びてきて、例えば著作権なんかにつ
いてもいろいろある。

最近、著作権なんかについても登録するようにな
るでしょう。前は著作権というものは、自分がつ
くった時点でそういう権利がもう発生しているわ
けですよ。ほかの人が何かやつたときに問題が起
きるから、訴訟という問題で弁理士さんがやつ
ていた。しかし、今はもうそうじゃないのです。著
作権の問題も、一応登録したりして自分の権利を
確保したりするのだから、そういう業務や何か
については行政書士さんがやつた方がいいと私は

思うのです。

私は、弁理士さんの職域を縮めるとかそんなこ
とを言っているのじゃない。弁理士さんの仕事
がこれから極めて重要な仕事になって多忙になる
だろうし、勉強もしなければならぬだろうし、世
界に伍してやつていくために弁理士さんの仕事は
大変ですよ、だから、ほかの仕事は行政書士さん
や何かにやつてもらつたらいいがどうですか、こう
いう趣旨の質問なんです、答弁をお願いします。
○深谷國務大臣 今法務省からもお話がありま
したように、垣根の問題をどう解決していくかとい
うのは、弁理士会の立場、行政書士会の立場、弁
理士会の立場、それぞれが長年の経験の中で仕事
をしているわけで、大変微妙であります。

今のお話でございますと、例えば弁理士の専権
であつたものを行政書士に開放するというのです
が、これは、今回は若干の猶予を残してはおりま
すけれども、それは弁理士会の皆様の納得できる
話でもありませんし、弁理士さんの今までやつ
ていた仕事の中に弁理士が仲裁代理ということ
で、裁判の外だけだつたのが今度は中に入ってくる、
これも弁理士会から言わせれば大変なことでは
ないかと。

そういう調整をしながら、今日の知的財産権を
守っていく、あるいはそれを産業の土台にしてい
くためにはどういう整合性を持たせるかというこ
とで、今日の着地点がようやくできたというこ
とでありますので、言われる御趣旨はよくわかり
ますけれども、今回はこういう状況ですから、こ
れからさらに一層検討していく余地は残っている
のではないかと思います。

○中山(義)委員 やはり弁理士さんの理想とする
ところはパテントアトリーというところだと思
うのです。そういう面では、しっかりとしたパ
テントに対する考えと知識と認識と、それから力
がなければいけないわけですね。そのためには、
今までやつた仕事の中でほかにも任せられるもの
は任せて、もっと重要な仕事をやつてもらおうと
いう意味合いで私は言っているのでございます。

これらも弁理士さんがますますパテントアトニーという、パテントは全部、裁判でも何でもおれたちができるぐらいの力があるんだという、そういう研さんをやっていたきたい、このように思うわけでございまして、日本の産業、経済の発展は弁理士さんにかかっている、このような認識を皆さんにお持ちいただきたい、こんなふうに思っております。

以上です。

○中山委員長 塩田晋君。

○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。

日本は、言うまでもなく資源のない、皆無と言っているほどの国で、海洋国家でございます。したがって、貿易でもって付加価値を生み出すしかないわけでございまして、いわゆる貿易立国であることは言うまでもありません。資源がないといいますが、我が国には労働力という大きな資源があるわけでございまして、非常に高い資質を持っており、また、技術、技能も高いものがあるわけでございます。

そしてまた、情報や知識が大きな付加価値を生み出す、いわゆる知的財産の時代になっておるわけでございまして、我が国産業の国際競争力を強化したり、あるいは中小企業等の活性化を図るためには、創造的な活動、すなわち技術開発の成果である知的財産を大事にしなければならぬ。この財産をふやしていくことが大きな我が国の当面する課題であると思っております。

それにつきましては、今までよりも随分力を入れていただいておりますが、この知的財産を保護するだけでなくして、これを積極的に活用して、収益を生み出す新たな創造活動の源とする仕組みが必要であるわけでございまして、このために、知的財産の事業化、あるいは取引活動を支援する知的財産専門サービスの重要な担い手であります弁理士につきまして、規制の改革、競争促進、あるいは国民へのサービス等の向上の観点から、この業務を規制する弁理士法が八十年ぶりに全面的に改正されるということは、まことに

に時宜を得たものであると考えております。

そこで、法律案の内容につきましては、既に御説明があり、また議論がされておりますように、弁理士の業務範囲の見直し、ユーザニーズに対応した知的財産専門サービスの拡大ということが織り込まれておりますし、また、弁理士の独占業務と言われる特許権等の出願代理業務の一部を開放するというところでございます。これも業界にとりましては、大変な決断であったと思うのでございます。約百億円の事業を開放するというところでございまして、非常にその決断と見識に敬服するものでございます。

このほか、弁理士試験制度の改革もありますし、また、総合的なサービス提供体制の実現というところで、弁理士事務所法人化、あるいはまた地方支所の開設等を解禁するとか、あるいは報酬額の規定を削除するとか、その他弁理士の広告制限の撤廃等も行われるということで、この改正の内容につきましては全面的に賛成をするものでございます。

そこで、先ほど来議論になっておりますところの弁理士の業務といたしまして、特許侵害訴訟における訴訟代理業務を認めるべきだと考えます。これは現在、司法制度改革審議会におきまして、関係者が熱心に議論をされておるところでございしますが、今年中にはその結論が出ることを期待しているものでございます。

この問題はまことに、もちはもち屋でという言葉がありますように、やはり専門的な業務について精通しておられる弁理士さんがやられることが実際の所でありまして、また、サービスの向上、ユーザに対するサービスという点からも、ぜひとも業務の範囲を拡大すべきである、このように考える次第でございまして、関係の各省庁におかれまして、積極的にこれに取り組んでいただきたいと考えています。

そこで、先ほど来申し上げました知的財産権の問題でございしますが、我が国の貴重な資源でございまして、この知的財産をどんどんふやしていく

ということは我が国の利益に沿うものでございします。ただ、知的財産というものは、積まれて多くなればなるほどいいわけでございしますけれども、これがやはりどんどん知的財産が新しく創造され、そして、それがまた積もって蓄えられるだけでなくて、これを利用する、活用されるということが大事でございします。

今回の法改正によりまして、契約代理等も弁理士業務となりますけれども、弁理士の活用を含めて、知的財産の未利用の部分をもっとと産業化し、活用され、日本の経済の活性化に役立つように、弁理士の業務でこれを活用することができないかどうか、この点について大臣にお伺いいたします。

○深谷国務大臣 特許は、技術開発等の知的財産の活動のいわば結晶でございします。ただ、今委員御指摘のように、我が国には、特許は出して特許権は得たけれども利用されていないというものが、九十万件のうちの約四十万件あると言われております。このせつかくの特許を未利用のまま置いておくというのはまことに残念でありますから、積極的に活用していくように努力をするということ、委員御指摘のとおりだというふうに考えます。

我々としては、せつかく知恵を出して特許を取ったわけですから、今度はこれを利用しようとする人とうつなげていくかということの作業が大変大事になってまいります。通産省としては、特許導入に関する指導、相談を行う特許流通アドバイザーというのを各都道府県に派遣して、こうした引き合わせという努力を通じて、過去二年半程度の期間に約百七十件の特許導入がまともにいっているわけでございます。

今度の法律案に基づきまして、特許に精通している弁理士の皆様方にこのような仕事もあわせてやっていただく。つまり、弁理士さんの活用を図るということが非常に大事でございまして、そのために特許の移転に欠かせない契約代理や相談業務を弁理士の業務として明確に位置づけることに

したわけであります。これからぜひ、この法案を通した後、弁理士の皆様のこの点における活躍を期待したいと考えているところでございます。

○塩田委員 知的財産はどんどん新しくふえていくということが必要でございまして、また、それが単に蓄積されるだけでなくして大いに活用される、言うならば知的財産の流動化の時代に入っておるのだと思っております。その点につきまして、弁理士を大いに活用されまして、それが促進されますように関係者の御支援をお願いいたします。

それから最後に、試験制度の改革があるわけでございしますが、弁理士の数がふえるということは非常に結構なことではございますが、試験制度の改革によりましてこれが容易になる、資格を取るのが容易になるということではございますが、そのために片や質的に落ちてくるという危惧もあるわけでございまして、これを保持するためにはやはり研修を大に行うべきだと思います。

また、これはちょっと別の話になりますがけれども、試験制度につきましても、国が直接やるのではなくして、民間の関係団体に試験を委託するということをどのようにお考えか、お聞きいたします。質問を終わります。

○細田政務次官 今回の弁理士法改正を受けて実施いたします弁理士試験制度の改革におきましては、受験者層の増大とか、あるいは受験者に課されている過度の負担の軽減、科目数の減少によりまして、弁理士試験合格者の量的拡大を図ることとしております。

同時に、新たに弁理士に追加される業務の的確な遂行を確保するための措置を講じてまいります。すなわち、第一に、弁理士試験で必要な手当て、著作権法を必須科目に追加するという手当てを行います。

第二に、既存の弁理士に対しまして、新たに追加される業務に必要な研修を義務づけることによりまして、必要な資質の担保を行うこととしておるわけでございます。

今後、塩田委員御指摘のように、弁理士の業務は技術の進歩によりますます多様化、高度化することが見込まれておりますので、単なる試験の問題だけではなく、研修をどのように充実するかということが非常に重要になってくるわけでございまして、先ほどの質問にもあつたわけでございます。

弁理士会などの民間機関が実施いたします研修、それから、特許庁工業所有権研究所等の公的機関が実施している研修との間で、さまざまな講師の相互派遣を図るなどの連携を深めたいと思っております。

そのほかに、先ほどもお答え申し上げましたように、弁理士会の方で自主的にかんりの研修を行つておられますけれども、さらにいろいろな対策が必要である、充実が必要であるというようなことにつきましては、よく弁理士会との御相談をしながら、さらに研修を充実させてまいりたいと思つております。

なお、試験実施を民間委託するということにつきましては、中長期課題であるということで、今後検討してまいりたいと思ひます。

○塩田委員 ありがとうございます。

○中山委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私は、弁理士さんのお仕事がどういふものかというの、実はもう三十年ほど前になりますが、サラリーマンの時代に特許を申請するので弁理士事務所をお訪ねして、そこで、大体、自分が申請しようとしている特許の内容について、まずよく理解してもらわなきゃなりませんから、機械工学の分野から応用物理の分野に至るまで、原理から、どこがどう新しい工夫であるのかとか、かなりお話をして、弁理士さんというのはかなり広い範囲をしつかり取り習得しなきゃいけないだけに、なかなか大変な仕事だということを実は理解した次第です。

今回、この弁理士の皆さんの活躍分野を拡充し

ようという法律でありますから、賛成をするものです。その立場に立つて、やはり弁理士の皆さんの活躍を保障しようとしたときに、国の方としてどういふ体制をとつて考えていかなきゃいけないか、そこがところどころ一つ大事な問題になってくるというふうに出ております。

昨年の特許法改正案の審議のときに、政府は、日本も知的財産権の保護強化政策、特許重視というプロパテント政策を進めるといふことを明らかにしました。このときに、早い、強い、広い保護を目指すとするからには、審査能力とそれを保障する体制が必要だといふことを私は主張しました。先日、参議院の質疑の中でも、通産大臣も、八〇年代のアメリカの貿易赤字解消の取り組みの中でプロパテント政策になったこと、その結果として特許商標庁の体制の強化など改正が行われた、こういうことを紹介をし、答弁をしておられました。

そこで、それでは、昨年の法律改正の後、プロパテント政策推進の立場を明確にしてから、審査はどの程度早くなったのか、まずこのことから伺いたいと思ひます。

○近藤政府参考人 審査の期間の点のお尋ねでございます。

私も、できるだけ早期の権利化にしようというところで、早く審査するといふことを心がけておりまして、実は平成九年から、これは内部的な目標ではございますけれども、第一義的な審査のいわば反応といひましようか、審査の結果の通知を、平成十二年の末までに十二カ月間とするといふことを自主的な目標として設定しまして、いわば審査期間の短縮に取り組んでまいつたわけでありまして、その結果、意匠とか商標に関しましては、ほぼこの目標を達成できる程度に審査期間が短縮しつつあるというふうに出ております。

問題は特許でございますけれども、これにつきましても現在大変多くの審査案件を抱えておりまして、欧米に比べますと三倍近い一人当たりの年間処理量をこなしております。このように、数字

としましては大変多い件数をいろいろな努力をしまして短縮した結果、平成八年には二十二月月々らい一次審査までかかった期間が、平成十年ないしは十一年におきましては、十九カ月という点にまでは短縮したというのが最新の短縮の成果でございます。

○吉井委員 特許と実用新案の出願、審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知がなされるまでの期間、いわゆるファーストアクションまでの期間を、ことし十二月には十二月にするという目標を持ってやつていらっしゃるんだという今のお話ですが、それでは、現在、月々のファーストアクションの目標値が幾らなのか。また、実際の出願から審査開始までの期間は月々どのように推移しているのか、この点を少し伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府参考人 月々の審査の件のお尋ねでございます。

平成十二年末に十二月という目標を持っておりますけれども、月々はいろいろな振れもございまして、毎月毎月具体的な目標を持って進めていくというのではなくて、全体として平成十二年末には十二月という目標を持つていこうというところでございます。毎月毎月、月々の目標を持つて管理をしているという状況ではございません。

○吉井委員 ことしの十二月に十二月で、こう下がつてくるわけですね、短縮されていく。そうすると、この月々の目標値というのは、仮に、目標を立てられたときから一直線で行つたとして、実際は件数が多いわけですから一直線よりもう少し上の方に膨らみながらおつていくのでしようが、その場合、昨年の四月では大体目標値としては十八カ月、ことしの四月では十五カ月ぐらひに、一直線で結んだときですよ、それより高いかもしれないませんが、これが目標値になってくると思ふのですよ。

それに対して実績値の方は、昨年の四月で見れば二十九月弱、しかし、申請もふえてきて、こと

しの二月では二十一・五カ月、これが実績であるようにも皆さんの方から伺つておりますが、とてもことし十二月に十二月という目標には達しない、今のペースで行つたら、これはそういう状況なんじゃありませんか。

○近藤政府参考人 御指摘の点は、率直に申し上げます。特許、実用新案にしましては、本年末までに平均的な一次審査期間を十二月にするといふことは大変困難な状況にあるというふうに出ております。

大変多くの未着手案件を抱えているといった点、ないしは最近、御承知のとおり遺伝子関連とかソフトウェア関連とか大変複雑な、もう何百ページという大きな案件もあつたりするものでございまして、そういったこともございまして、率直に言ひまして、この目標といひますのは現在のところ難しいのではないかとこのように感じております。

○吉井委員 今おつしやつたように、出願もふえれば、出願の内容もなかなか複雑あるいは大部のものになってくる。しかし、それを処理するだけの審査官の方がふえていかないことは、目標は立てたんだというお話ですが十二月という目標は達成されない、めどは立たないわけですよ。

それから、二〇〇五年ビジョンの方では、リアルタイムオペレーション、すなわち特許出願が滞りなく審査過程に流れ、スムーズに権利付与の判断が行われるようにするといふふうにしていらつしやいます。審査請求件数がどれくらいふえるという見込みか。それを処理する、しかもリアルタイムで対応していくには、二〇〇五年にはどれくらいの審査官の増員が必要とお考えなのか。その計画、見通しというものを聞かせてください。

○近藤政府参考人 これからの審査件数の増加の見込みでございますけれども、私ども、一番大きな課題は、昨年の法律改正でやつていただきました審査請求期間の短縮というののございまして、従来七年間だったものを三年間に大幅に短縮いたしております。技術進展の期間が大幅短くなって

きていたといった要請にこたえまして、審査請求期間を短縮したわけでございますけれども、こうしますと一時的にしろかなり大幅に審査請求件数が増加するという問題も予想しておるわけでございます。

こういった点に關しまして、他方、審査官そのものの増加は、大変厳しいこのような定員状態もあるものでございますので、簡単でないというところでございます。

そういう中でも最近少しづつは増加しておりますけれども、余り大幅な増加は期待できない状況でございますので、できるだけ外部のいろいろな機関を活用しまして、もちろん秘密保護等に十分意を用いた上でございますけれども、外部の機関の活用でありますとか、あるいは審査官、審判官の、いわば経験者の専門的な経験を生かしていただくといったこととか、さらに一層の機械化を進めるとか、こういったことによりましてできるだけ全体の短縮を図っていくように思っております。

さらに、特に早期の審査が必要な案件といえますものを選択しまして、早期の審査が必要な案件につきましては、さらに一層そのニーズにこたえるべく、審査の迅速化を進めていくというふうな思っております。

○吉井委員 昨年、特許法の改正で短縮ということとを掲げた。それから今回の弁理士法案で、弁理士の皆さんの活躍分野を拡充していく。試験制度も考えていくわけですが、それで技術の面でしっかりやっていくということ、特許の申請件数もふえてくる。内容も複雑多岐にわたり、物によっては大部のものが出てくる。

しかし、審査官の方がきちんとふえていかなかったら、実際には今年末の十二月というフアーストアクションの目標値も達成できないし、それから二〇〇五年ビジョンのリアルタイムオペレーションというのも達成できない。これは法律では一応うたうのだけれども、実態が伴わないというところになったら非常に無責任なことじゃないかと私は思うのです。

アメリカの場合は、プロパテント政策を実施するのに必要な審査官を近い将来五千人にすると言われている。日本では、ことし十二月に十二月のフアーストアクション目標を達成しよう。そうしたら、二〇〇五年はさることながら、せめてこのことし十二月の目標達成時に予想される審査請求件数はどれぐらい、その業務量をこなしていくには審査官の必要人数はどれぐらいになるか、きちっと見積もりを立てて考えないと進んでいかないと思っています。

○近藤政府参考人 審査請求の件数の見通しでございますけれども、現状でも出願の四十万件に對しまして二十万件前後でございます。十九万件から二十万件でございますけれども、これは若干の増というところで、二十万から二十一万件ぐらいという想定で現在おるところでございます。

○吉井委員 その業務量をこなしていく審査官の方は、少なくともどれぐらい必要だというふうにお考えですか。

○近藤政府参考人 毎年大体二十万前後の審査請求がありまして、現在のところは二十二、三万件審査をしている状態でございます。現在少しづつ、未着手のもの、つまり滞りが減っている状況でございます。

今後審査の複雑化等さらに一層審査官の質的な充実も必要だと思っておりますけれども、なかなか審査官の数を大幅にふやして、それすべての審査請求件数をさばくというのは難しいものでございますから、先ほど申しましたように、先行事例調査に關しまして外部の機関の専門的な能力を活用するとかそういったことを通じまして、いろいろな施策を総合しまして、全体としては審査請求のニーズに、しかも一定の質を保った状況で、ちゃんとした審査をするという前提で審査請求件数にも対応していくというふうな考えでございます。

○吉井委員 私は、もちろん審査官の方、数をふやしたら一遍にすぐ仕事がこなせるというふうに

甘くはないと思っております。やはり蓄積していくことが非常に大事ですからね。経験、知識、その他の蓄積が大事な分野でもありますから。ただ、いずれにしても、本当にふやすということをやって、仕事をしながら蓄積をしていくということをやらないと、将来的に、二〇〇五年のビジョンと言っているものだって、全然、それは絵にかいたもちに終わるということにならざるを得ないというふうに思います。

昨年の質疑のときに、アメリカの審査官数は、八五年に千四百七十七人、九四年は千九百四十三人ということでしたが、今わかっている九八年には二千六百五十人になって、四年間でさらに七百七人ふえているんですね。三六・四％の増。

欧州特許庁でも、八五年に四百一十一人、九四年に九百五十二人だったのが、九八年には千三百九人。ですから、九八年のデータをお聞きしたわけですが、最近の四年間でも九・一％、約一〇％近い伸び。

一方、日本では、八五年の八百六十五人が、九四年で千六百六十六人。九八年の数字では千七百八人で、四年間でわずかに十二名の増加、一・一％だけ。事実上ふえていないというのと同じだ、これが実態ではありませんか。

○近藤政府参考人 今先生御指摘のとおりで、アメリカの数字は一九九八年におきまして二千六百五十名とおっしゃいましたが、そうでございます。欧州特許庁が千三百九人という数字でございます。日本はそれに対して、同じ年度におきましては千七百八人という数字でございます。

ただ、定員の関係につきましては、全体的に定員増加が大変厳しい中でありますが、おっしゃるとおり十分でございますけれども、若干は実は増加しているというところで、定員につきましても増加すべく最大限努力をしているということ、をぜひ御理解いただきたいと思っております。

○吉井委員 私は、こういう点では、規制緩和と万能論とか、行革というならば、汚職とか腐敗とかむだをなくして、必要なところはきちっと必要な人をふやすとか、ちゃんと体制をとるのが本来の行革だと思うのですが、とにかく人を削れば行革だ、何かそこに縛られてしまつて必要なことが進まない、これは少し異常過ぎると思うんです。

審査官一人当たり処理件数で見ても、アメリカは九四年の八十九件が九八年には七十件となつていくというふうな昨日も資料をいただきました。日本はまだこれが九八年で二百三十件という数字ですから、アメリカの三倍以上ですね。

そこで通産大臣、やはりプロパテントというからは、そして弁理士さんなんかの活躍の分野を拡充しようというからには、本気で審査官の抜本的な増員を図る。そして、本場にリアルタイムで対応できるように体制をきちんと、アメリカは五千名目標という数値目標も立ててやっているわけですが、やはりこういう分野では本場に幾らにするかという目標をきちっと立てて、そして人の養成も図りながらやっていく。これをやらないと進まないわけですが、ここは大臣、きちんとこれを増員してやっていくんだ、そのところを大臣に伺っておきたいと思っております。

○深谷国務大臣 委員御指摘のように、審査の処理を迅速に行うためには、的確な審査の確保と担当者ふやすということが非常に重要なことであることは申すまでもありません。

この認識のもとで、通産省といたしましては、特許庁の定数をふやすために努力をしております。大変定員事情が厳しいという状態の中でありまして、十一年度の場合には、審査官が十一名、審判官六名の純増、平成十二年度の場合には、審査官七名、審判官二名の純増がそれぞれ認められまして、審判官では三百八十九名、審査官では千二百七十五名という数をたいま確保しております。

我々は、今委員御指摘のように、一人でも多くふやすように全力を挙げてやっていかねければならないと思っておりますが、あわせて、やはり事務の機械化、あるいは先行事例の調査等については民間

がある程度確保していただくということも考えていくべきであり、個々のクライアントの依頼で弁理士の皆さんが応じていくわけでありすが、その場合も、先行事例等を勘案してまいりますと、既に起っているもの、出ていないもの、これはかなり整理されると思いますから、そういう意味では、人員確保も全力を挙げますが、総体的な形で改善を目指していかなければならないと思います。

○吉井委員 次に、IPCについてですが、これは、特許庁の外注を受けて、Fチーム付与、分付与業務、それから先行技術調査などを行っているわけですが、特許庁からそこへ外部委託している金額は、九六年度の五十億が二〇〇〇年度には百十六億と、五年間で二・三倍に急増しています。

公開前の案件を取り扱うという点で、秘密性を要するものを外部委託に回して、秘密性や公正性が守れるのかということが問題になってまいりますが、ここで仕事を当てるのは、首席部員の方が中心になって仕事をするということになると思いますが、これは間違いありません。

○近藤政府参考人 工業所有権協力センターの件でございすけれども、そのとおりでございす。そういった人たちが中心になっておりま

○吉井委員 それで、この首席部員の方は、これはまたいただいた数字では企業からの出向者が四百四十名ということですが、実はIPCの方のデータを見させていただきますと、首席部員の年齢構成を見ると、定年前の企業の現役の人が四百四十八人、定年後の人や高齢の非常勤職員が百九十五人ですから、現職の企業の社員の出向が圧倒的なんですね。大企業の知的財産部と常時コンタクトをとるとか、出向元企業に対して首席部員との定期的コンタクトを依頼しているというふうに、IPCの事業概要なども示しております。これでいくと、出願した企業の秘密や公正さが本当に守られるのか、こういう問題が出てこよう

かと思いますが、これはきちっと守られるんではないか。

○近藤政府参考人 秘密の点でございすけれども、民間機関に委託する場合には最も秘密の保持が重要でございす。

秘密の確保に関しては、平成二年に制定されました工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、いわゆる特例法と申しておりますけれども、これに基づきまして、工業所有権協力センター、IPCの役員、それから役員職員であつた者に対して特許庁職員と同様の守秘義務を課しておりますので、そういう意味では、法律によりまして守秘義務を担保しているという点でございす。

○吉井委員 ヨーロッパでは、DGI、DG2、これは国際公務員がやっているわけですね。このIPCの業務内容などについても、ヨーロッパの場合国際公務員がやっているという分野が非常に多いわけですね。

この外部委託料が五年間で六十億円余りもふえているわけですが、本来このお金は人件費に回したってきちんとするわけですから、私は、やはり審査官の方を抜本的に増員するというところで考えていくべきである。そして、守秘義務というものについていろいろ問題が出てくる分野について、やはり秘密、公正さがきちっと守られる体制というものを考えていかなきゃならぬと思います。

さて、二年前に日経ビジネス九八年五月十八日号と日経の九八年七月六日付などで、中小企業、ベンチャー企業の特許と事業活動が大企業に侵害、圧迫されているということが紹介されました。

例えば、パソコンなど画像処理関連機器メーカーのケイオー電子工業、これは大阪の茨木にあるんですが、顕微鏡で撮影した半導体の微細な回路などをパソコンに表示するための画像処理機器に新しい機能を追加するための特許取得をやったわけです。この機能を搭載した装置がある大手

メーカーを通じて販売していたんですが、その大手メーカーが同じ機能を持った装置を自社で開発した。そこでケイオー電子工業は、九六年五月に大手メーカーに特許侵害だと通知し、そうすると大手メーカーは、ケイオー電子工業が特許侵害で提訴するのなら、ケイオー電子の特許を無効審判にかけるぞということを示唆しました。

特許無効となると、特許が売り物の製品の優位性は失われることになります。特許は、一たん成立後でも、他社がその技術の新規性などに疑問を呈して特許庁に無効を訴えてくると認められることが珍しくないわけですね。

大企業が資金力に物を言わせて中小企業の特許に挑んできたというところになるわけですね。だから、早い段階で周辺特許を押さえることなど、弁理士の皆さんを初め関係者の支援で中小企業の特許の防衛が実効性あるものになるようにしていかなきゃいけないと思うんです。この点でどんな中小企業の特許戦略の支援を行っていくのか、このことを伺いたいと思います。

○近藤政府参考人 中小企業に対して特許の取得とか活用の支援の点のお尋ねでございすけれども、一つは、中小企業の特許出願を準備している段階でできるだけ効率的に出願ができるように、類似の技術が存在するかどうかにつきまして専門家が無料で相談するといったような体制もしております。

それから、各都道府県の知的所有権センターを中心として、先ほどお話ししましたけれども、特許流通アドバイザーというものを派遣しまして、中小企業のいわば特許の活用と取得といったものにつきましても応援をしております。

また、特許の取得を少しでも容易にしようという観点から、平成十一年の特許法改正におきまして、特許を取得する資力の乏しい法人に關しましては特許料等の減免措置といったことも導入いたしました。できるだけ特許の取得それから活用に関しまして中小企業の方々が利用しやすいような環境の整備に努めている状況でございす。

○吉井委員 お話を伺っているいろいろなあるように聞こえてくるんですが、これも大阪の会社ですけれども、イーディーコントロール社が電話回線を介してフロッピーディスクのデータを複写する装置を開発して、販売先の大手通信サービス会社が今度はその類似商品販売をする。出願中の特許に触れるとして九二年に抗議をする意見広告を出したんですが、全く無視されてしまった。訴訟を検討したわけですが、中小企業が訴訟にかけるといってと説得されて断念に至ったということがあります。この場合の事件の裁判費用というのは、初期の段階で二百方から三百万円、販売中止などの仮処分をかけるようになると一千万円単位の保証金が必要になってくる。

ですから、せっかく中小企業やベンチャー企業の皆さんが新しいものを発明して、特許を取って頑張っているところ、ところが、大企業が分社化してベンチャーだといったたり新規参入入って、中小企業やベンチャー企業の領域に入ってくる。私は、このやり方は新規参入の名に値しないと思うんです。

大企業は力があるんだから、もっと別な分野でどんな新しいものを考えて新規参入すればいいんです。何も中小企業が考え出した分野へ、しかも特許を出願しているところまで新規参入だといつて入ってくる、これは、大企業の資金力、資本力あるいは組織力、そういうものをすべて総がかりでやってきたときには、幾ら特許申請中だといつたって、今日の中小企業の皆さんやベンチャー企業の皆さんの力ではなかなか対抗できないというのが実態です。

自分で開発して中小企業は頑張っているんだから大変だ。大企業の方は、中小企業の発明その他いいところ、知恵だけとって、おいしいところだけとって業になす。こういうやり方というものが現に新規参入と言われる中には随分あるんだというところが、これは日経ビジネスの九八年五月十八日号に、特許以外の分野でも、いろいろな中小企

業の皆さんがノウハウを持って始め出したものが参入大手によって実敗北していった、ヒット商品が大手の追随、訴訟や妨害によって深刻な事態になったということが紹介されております。

そこで通産大臣、中小企業の開発した分野へ、特許侵害やそれに近いやり方で中小企業を倒産に追い込むなどのことは食いとめるようにやり方策を考えるべきだと思ふんですね。この点では中小企業の事業分野を守る。そして、特許申請の段階で、さきの特許庁長官の御答弁以上に、どういう形で周辺特許の申請を支援していくか、また、それに要する費用の減免を含む財政的支援をどういうやり方で進めていくのか。この辺のところを、とりあえず現にある制度については中小企業庁長官の方からあれば言ってもらいたいんですが、大臣には、どういう方策を進めることが必要だとお考えなのか、また大臣としてどういう方向を考えていらっしゃるのか、これを伺いたいと思います。

○深谷国務大臣 来るべき二十一世紀に向けて我が国の経済社会の発展を考えていく場合には、中小企業のさまざまなアイデアあるいは努力というものに期待しなければなりません。その際に非常に重要なのは、具体的に言えば盗用の防止ということでございます。せつかくのアイデアが盗用されてしまう、大企業に侵害されるということでは、中小企業がさらに技術革新あるいは創意工夫の意欲をそいでしまうわけでありまして、我々としては、どうやってこのアイデア盗用を防いでいくかということに配慮しなければならぬというふうに思っています。

何よりも特許制度を利用していただくということが一番大事なことでございます。そのためには、特許さえ取れば排他的になるわけでありまして、排他的権利を得るわけですから、どうやって早く特許を取らせるかということで、いろいろな角度の保護の実現が必要ではないだろうかと思ふます。そういう観点から、現在各種の相談窓口を通産省としてはやっております、中小企業に

はそれらの相談の窓口を的確に活用していただきたいというふうに願っております。

また、今御審議いただいている弁理士法の改正でも、知的財産に関する相談業務を弁理士の業務として明確にするということで、従来以上に弁理士に対しての相談がふえて、そのことが中小企業の盗用防止にもつながっていくというふうに思ふます。また、紛争が起こった場合には、工業所有権仲裁センターの相談業務等の利用も可能であると思ふます。

いづれにいたしましても、さまざまな施策を講ずることによって中小企業の独自のアイデアが適切に保護されていくように、一層努力をしていきたいと思ふます。

他の点は長官から補足いたします。

○岩田政府参考人 中小企業の特許取得に関連をいたします中小企業政策について、御説明申し上げます。

御指摘のように、中小企業の特許問題として、特許の申請、取得ができないままに進む、あるいは申請をしたとしても適切な特許申請ができないというように、いわば得べかりし利益を失っているようなケースが私どものこれまでの実感としてあるわけでございます。その意味で、私ども、中小企業政策として今回中小企業の支援センター事業を全国的に展開するわけでございまして、とりわけ特許関係の人材というのは大変貴重であるというのが私どものこれまでの調査の結果でございます。

その意味で、ナショナルセンターのレベルで、全国レベルで見ました弁理士さん、あるいは個別企業の特許取得戦略をコンサルティングするような人材が民間におられますが、こういう方々のデータベースを構築して、これを例えば都道府県支援センターなどを通じて中小企業者の方々に御紹介をするというように仕組みを一つ考えたいというふうな思っております。もちろん、法律面の問題につきましても、そうした形で支援を考慮しております。

それから、特許料等々の減免については、先ほど特許庁長官から御説明があったとおりでございます。

○吉井委員 質問を終わります。

○中山委員長 赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。最後の質問でございますが、大臣、どうかよろしくお願いいたします。

今回の八十年ぶりの弁理士法の大改正は、まさに今、日本の特許出願数が世界一でありながら技術貿易の収支では赤字だという現状の中で、また二十一世紀の製造業を取り巻く状況を見るに、知的財産権を武器に激しい国際競争が展開されることと不可避である。こういった状況の中で、世界に通用する知的財産権の基盤を強化すること、特に国際的に通用する法律と制度を整備することは大変重要なことである。そういった意味で、知的財産権の周辺整備としての今回の弁理士法の改正は大変大きな意義があることだと思ふますし、大きな前進であるというふうに評価をしております。

こういったことは、まさに、貿易赤字で苦しんだ一九八〇年代のアメリカの経済が、レーガン政権のもとで、プロパテント政策の中で経済が再生してきたプロセスを見ても明らかでございます。まして、現在、知的財産権を利用する経営戦略を進める企業が大変多い米国企業、この新聞報道では、IBMはライセンス収入が十一億ドル、経常利益の二〇％を占めている、また、知的財産権の資産価値の評価や事業への可能性等をアドバイスするコンサルティング企業がアメリカでは六百社、日本では三十社である、こういった状況が今の日本の格差を物語っているというふうに思っております。

そんな中で、今回弁理士法の改正をする。それを前提としながら、今後日本が知的財産戦略をどうとっていくのかということがまさに重要であるというふうに思っておりますので、本心に端的に

一、二点、質問したいと思ふます。

平成九年度に未利用の特許六十二万件、これのうち約四十万件は開放意向があるというふうにされておるといふ状況の中で、知的財産権の流通施策をとられていくというふうに向っておりますが、この二年間でこういった現状はどのような成果が上がっているのか、御報告をお願いしたいと思ふます。

○近藤政府参考人 未利用特許等、特許を提供してもいいという側と、特許を導入したい側と、できるだけのマッチングを図ろうと思っております。特許流通アドバイザーの派遣でありますとか、あるいは特許流通フェアの実施でありますとか、あるいはいろいろな情報提供をしております。特に未利用特許の情報も大いに提供しております。

こういったことで、現在、この二年間でございましてけれども、二年半程度の期間におきましておおよそ百七十件程度、具体的な特許導入、特許移転が実施をされておまして、ある程度の成果が上がったのではないかとこのように思っております。ですので、今後一層こういったことを進めて、特許流通の推進というものを図っていくことと思っております。

○赤羽委員 まだ立ち上がって間もないということもあり、恐らく成果はこれからだというふうに思っております。

また、今回、弁理士の数が先ほどのアメリカに比べると約五分の一だ、こういった状況の中で、弁理士の皆さんの数を拡大しなければいけない、特に若手の弁理士の皆さんの数を拡大するということを図られていくように思ふます。一方で、弁理士業務を拡大する、そして弁理士の数もふやしたい。今大変難しい弁理士の試験、合格率が四％で、非常に厳選された人たちが弁理士になられていく中で、この数がふえるということは、一般論として質が低下するというのは恐らく不可避な現象であるというふうに思ふますが、質が低下するような状況の中で業務を拡大することの困

難さということはどう克服されようとしているのか、また試験の改正の中で質の低下はないという見通しがあるのか。ぜひ御答弁をいただきたいというふうに思います。

○近藤政府参考人 弁理士の量的な拡大に伴います質の問題でございまして、今回も、業務の範囲の拡大に伴いまして、例えば著作権等に関しましては、新しく試験を課すといったことで質の確保を図りたいと思っております。

さらに、今回におきましても、法律改正をしっかりと実施し実行するために、弁理士会におきましては、新しく追加される業務に関する研修を義務的に行うようにするとかといったことも必要だということに考えております。

また、法人化を今度図るようにするわけでございますけれども、法人化に伴いまして、いろいろな専門家を集めて全体としては非常に質の高いサービスを提供できるように、法人化のメリットも大いに活用したかどうかというふうに考えております。

○赤羽委員 今の御答弁の中にありましたが、私は、個人の質を高めるといような努力は当然やらなければいけないことですけれども、効果が非常にすぐ短期間にはあらわれにくい。そんな中で、今御答弁の中にあったような法人化というのは物すごく大きな前進だということに思っております。

士業の法人化というのは、今、監査法人の一部で認められているだけでありまして、今回弁理士の法人化というのはまさに画期的なことでありまして、これは弁理士だけではなくて、弁護士にも法人化を認める、税理士にも法人化を認める。一つのある事務所弁理士さんいれば、弁護士さんもある、そういった総合センター的なものができること、弁理士や弁護士もそうすけれども、地域格差、地方に行くかどうかという商売が成り立たないから士業の皆さんが少ない、こういった欠陥も大いに是正されるのではないかと思います。

ふうに思っております。

そういった意味で、今回の法改正の法人化というのは物すごく評価をされると思いますが、一方で、税理士、弁護士についても同じような法人化の要望が業界からは出ていると思いますが、なかなか現状では実現に至っていない。今の現状、また今後の見通しについて、それぞれ御答弁をお願いしたいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

税理士業の法人化につきましては、日本税理士会連合会が公表いたしました税理士法改正に関する意見でも取り上げられておりまして、他の検討項目とあわせまして、日本税理士会連合会、国税庁及び主税局の三者による勉強会で検討を行ってきているところでございます。今後、閣議決定されました規制緩和推進三カ年計画の中期、日本税理士会連合会の意見も聴取しつつ、鋭意検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○房村政府参考人 弁理士事務所の法人化につきましては、政府がことしの三月三十一日に閣議決定をいたしました規制緩和推進三カ年計画の中で、その具体的なあり方を調査検討して平成十二年度中に所要の措置を講ずる旨の決定がされているところでございます。

私どもとして、これを受けまして、来年の通常国会に法案を提出することを目指しまして、現在、日本弁理士連合会と定期的に意見交換を行うなど、立案のための準備作業を進めているところでございます。

○赤羽委員 前向きな御答弁をありがとうございます。

最後に、まさに日本の経済、大変厳しい状況の中で、二十一世紀、知恵の時代にふさわしく、国が総力を挙げて知恵を出し合って再生をしていくという御決意を大臣からお願い申し上げます。

○深谷国務大臣 皆様のおかげで、ききに産業技術強化法というのを成立させていただきまし

た。産官学が一体となって新しい開拓、アイデアを盛り込んでいく、それにあわせて、今度は知的財産としての特許によってこれを守り、さらに事業化を進めていく、そのことが二十一世紀の日本の産業経済の発展につながると思っております。これらの一連の法律を通じまして総合的なエネルギーが大きく爆発できるような状態をつくっていききたい。そのために、微力ではありますが通産省挙げて頑張りたいと考えております。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。終わります。

○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中山委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、弁理士法案について採決いたします。

○中山委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○中山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中山委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外六名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田治君。○吉田（治）委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 近年の急速な技術革新の進展及び知的財産

権に関する制度整備の動向等にかんがみ、日本弁理士会が行う研修事業が実務に即したより効果的なものとなるよう、研修内容等の策定に当たっては十分配慮すること。

また、弁理士の自己研鑽努力等を支援しつつ、弁理士試験における受験者負担の軽減が弁理士の資質の低下を招くことがないよう努めるとともに、法務サービス分野における弁理士業務の拡大を踏まえた研修のあり方等について検討を進めること。

二 弁理士試験制度の改革に当たっては、試験制度の簡素化・合理化や透明性の確保等を図り、受験者の負担を極力軽減するよう努めるとともに、受験者の便益に資するよう配慮すること。

三 弁理士に期待される社会的役割と活動範囲の増大が進む中で、弁理士における倫理の確立と品位の保持及び資質の維持・向上を図るための弁理士会の自治規律を極力尊重し、国の関与は最小限にとどめること。

四 ユーザーニーズに応じた専門的で多様なサービスの提供を可能とする、弁理士、公認会計士等の参加による総合事務所の実現に向けて関係官庁において検討を進めること。

五 地域における中小企業やベンチャー企業の技術開発、知的財産権の取得、活用等への一層の支援を図るため弁理士の協力を積極的に求めること。

六 司法制度改革審議会の動向等を参酌しつつ、引き続き弁理士への知的財産権侵害訴訟代理権の付与を含む知的財産権訴訟のあり方等について広範な議論を進めること。

七 知的財産施策の企画立案に当たっては、より適切な法務サービスを提供するため、関係官庁間で十分な連携と意思の疎通を図ること。

八 WTO次期サービス交渉や司法制度改革等の内外における知的財産権を巡る動向に合わせ、本法について適時適切に見直しを行うこと。

と。

九 裁判外紛争処理制度(ADR)の有効活用が図られるよう情報提供に努めつつ、工業所有権仲裁センターの活動の充実強化等に資する支援策について検討すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、深谷通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。深谷通商産業大臣。

○深谷通商産業大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○中山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次に、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。青木内閣官房長官。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○青木内閣官房長官 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、我が国経済社会の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会を実現していくために、規制緩和の推進とともに、公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的に開かれたものとするとの観点から、競争政策の積極的展開を図ることとしたしております。

その一環として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法の適用除外制度について、累次見直しを行つてきているところであります。このたび、電気事業、ガス事業等については、既に自由化が進められておりますことから、これらの事業に固有の行為に対する適用除外規定を廃止するとの結論が得られたところであります。

また、規制緩和と推進のための基盤的條件の整備の観点から、独占禁止法違反行為による被害者に対する民事的な救済手段を一層充実することが課題となっております。政府は、昨年三月末に閣議決定した改定規制緩和と推進三カ年計画において、民事的救済制度について平成十一年度中に結論を得ることを目指して検討を進めることとし、このたび結論が得られたところであります。

今回は、これら独占禁止法の適用除外規定の廃止及び民事的救済制度の整備に係る改正を行うため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電気事業、ガス事業等に固有の行為に対する適用除外規定を廃止することとしたしております。

第二に、消費者、事業者等が、不公正な取引方法によつて著しい損害を受け、または受けるおそれがあるときは、みづから裁判所に差しとめ請求訴訟を提起して、不公正な取引方法の停止または予防を求めることができるよう、新たに被害者による差しとめ請求制度を設けることとしたしております。

第三に、公正取引委員会の審決が確定した場合において、違反行為者が被害者に対して無過失損害賠償責任を負うという制度がありますが、現行の私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法に加え、事業者団体による競争の実質的制限行為など事業者団体の違反行為等をその対象として追加することとしたしております。

なお、これらの改正は、電気事業、ガス事業等に固有な行為に対する適用除外規定の廃止については公布の日から一月を経過した日から、その他の改正については平成十三年一月六日から六月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十九日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 損害賠償」を「第七章 差止請求及び損害賠償」に改める。

第二十一条及び第二十二条を削り、第六章中第二十三条を第二十一条とする。

第二十四条中左の「を」を「次に、且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「すること」を「すること」に改め、同条第二号中「できること」を「できること」に改め、同条第三号中「有すること」を「有すること」に改め、同条第四号中「定められていること」を「定められていること」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四条の二第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第六項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十三條とする。

第七章 損害賠償を「第七章 差止請求及び損害賠償」に改める。

第七章中第二十五条の前に次の一条を加える。

第二十四条 第八条第一項第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

る。

第二十五条第一項を次のように改める。

第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者(第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第八條第一項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

第二十五条第二項中「事業者」の下に「及び事業者団体」を加える。

第二十六条第一項中「後、又は」を「後」に、「審決が確定した後でなければ」を「審決(第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する審決を除く。)が確定した後でなければ」に改める。

第四十八條の二第六項中「納付命令」の下に「(第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する納付命令を除く。)」を加える。

第八十三條の次に次の二条を加える。

第八十三條の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。

前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。)によるものであることを疎明しなければならない。

第八十三條の三 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に

対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

第八十四條の次に次の一条を加える。

第八十四條の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第四條及び第五條の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合に、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所又は高松地方裁判所、東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(名古屋地方裁判所を除く。)

四 東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所(東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所を除く。)

五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(福岡地方裁判所を除く。)

六 東京地方裁判所又は福岡地方裁判所(東京地方裁判所又は福岡地方裁判所を除く。)

七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(札幌地方裁判所を除く。)

八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する

地方裁判所(高松地方裁判所を除く。)

一 一の訴えで第二十四条の規定による請求を含む数個の請求をする場合における民事訴訟法第七條の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは、「前三條及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四條の二第一項」とする。

第八十七條の次に次の一条を加える。

第八十七條の二 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四條の二第一項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

第九十一條の二第三十三号中「第二十四条の二第六項」を「第二十三條第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)

五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始した行為については、なお従前の例による。

2 新法第二十五条の規定は、施行日前に開始さ

れ、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第三条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「及び第二十五条」を削り、「第八章第二節」を「第二十五条及び第八章第二節」に改める。

(たばこ耕作組合法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条(組合の行為への適用除外第一号及び第三号)を「第二十二條(組合の行為への適用除外第一号及び第三号)に改める。

一 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)第七條

二 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九條

(信用金庫法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第一号」を「第二十二條第一号」に改める。

一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第七條第一項及び第二項

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第七條第一項及び第二項

三 商店街振興組合法(昭和三十三年法律第百四十一号)第八十條

(農業協同組合法等の一部改正)

第六條 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第一号及び第三号」を「第二十二條第一号及び第三号」に改める。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九條

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第七條

(森林組合法の一部改正)

第七條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六

号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十四条第一号」を「第二十二
条第一号」に改める。

第三十一条第二項及び第四百四条第三項中「第
二十四条第三号」を「第二十二條第三号」に改め
る。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第八条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第
八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第二十四各号」を「第二十
二条各号」に改める。

理 由

我が国経済社会をより開かれ、自己責任原則と
市場原理に立つ自由で公正なものとしていくため
には、規制緩和の推進とともに競争政策の積極的
展開を図ることが不可欠であることにかんがみ、
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
の適用除外規定の廃止、不正な取引方法を用い
た事業者等に対する差止請求を行うことができる
制度の導入等を行い、公正かつ自由な競争を一層
促進する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

平成十二年五月十六日印刷

平成十二年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K